

令和7年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和7年6月18日(水)

東洋町議会

余 白

令和7年第2回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和7年6月18日(水) 午前9時00分宣告

出席議員(8名)	議長	福島 登 君	副議長	廣田 斎史 君
	1番	大坪 千倫 君	3番	安岡 良仁 君
	4番	高畠 俊彦 君	5番	武山 裕一 君
	6番	今宮 裕明 君	7番	田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁 君
副町長	伊吹 真貴博 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	近藤 真人 君
総務課長	築地 仲音 君
税務課長	田岡 いずみ 君
産業建設課長	大坪 靖幸 君
産業建設課長	生田 憲一 君
教育次長	生松 克祐 君
住民課長	田岡 伊織 君
住民課長	手島 憲作 君
住民課長兼地域包括	
支援センター事務局長	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	足達 善亮 君
住民課長補佐	奥村 忍 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	北川 晃彦
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 5番 武山 裕一 君 6番 今宮 裕明 君

令和7年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

令和7年6月18日(水) 午前9時開議

- | | | |
|--------|--------|--|
| [日程第1] | 承認第1号 | 専決処分事項「東洋町税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて |
| [日程第2] | 承認第2号 | 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて |
| [日程第3] | 承認第3号 | 専決処分事項「令和6年度東洋町一般会計補正予算(専決第3号)」の承認を求めることについて |
| [日程第4] | 承認第4号 | 専決処分事項「令和6年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| [日程第5] | 承認第5号 | 専決処分事項「令和6年度東洋町簡易水道事業会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| [日程第6] | 議案第26号 | 地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて |
| [日程第7] | 議案第27号 | 令和7年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて |
| [日程第8] | 議案第28号 | 令和7年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて |
| [日程第9] | 議案第29号 | 令和7年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて |

- [日程第10] 議案第30号 令和7年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第11] 発議第4号 東洋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正することについて
- [日程第12] 発議第5号 議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第13] 発議第6号 国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書について
- [日程第14] 発議第7号 消費税減税、インボイス制度廃止でくらしと営業を守る意見書について
- [日程第15] 議員派遣について
- [日程第16] 閉会中の継続審査・調査の申し出
(1)総務教育民生常任委員会
(2)産業建設常任委員会
(3)議会運営委員会
(4)東洋町議会議員の定数及び報酬等に関する特別委員会
(5)東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会
- [日程第17] 一般質問

議事のでんまつ

議長

(福島 登 議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

これより、令和 7 年第 2 回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間：9 時 0 0 分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおり、議案として、専決
条例 2 件、専決補正予算 3 件、条例 1 件、補正予算 4 件、発議 4
件、議員派遣 1 件、閉会中の継続審査・調査の申出 1 件の計 1 6
件、それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

本定例会で付託を受けた 2 件の意見書の取り扱いについて、総
務教育民生常任委員会委員長から報告があり、「国民健康保険に
対する国庫負担の増額等を求める意見書」及び「消費税減税、イ
ンボイス制度廃止でくらしと営業を守る意見書」は、採択との報
告であります。以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。日程第 1、承認第 1 号、専決処分事項、東洋
町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての
件を議題とします。

質疑・討論については、本会議で提出されたすべての議案に対

し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。

また、議会会議規則第54条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては自己の意見を述べることができないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、従わない場合は発言を禁止します。

それでも、なお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止、または、議場外への退去を命じます。

なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言のうえ、挙手願います。反問も制限時間に含まれます。

これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分に気をつけてください。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第1号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第2、承認第2号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第2号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税

条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を
挙手により採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求め
ます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

少し待ってください。

休憩します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

機器不良で、ライフビジョンの方が放送開始 9 時から流れてな
かったことをお詫び申し上げて、議会については続きから再開し
たいと思いますのでよろしくお願いします。今、放送もライフビ
ジョンも流れております。

それでは再開します。

日程第 3、承認第 3 号、専決処分事項、令和 6 年度東洋町一般
会計補正予算、専決第 3 号の承認を求めることについての件を議
題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が 1 件ありましたので、これを認めます。

1 番、大坪千倫君、質疑を始めてください。

1 番議員

(大坪 千倫 議員)

おはようございます。

承認第 3 号、専決処分事項、令和 6 年度東洋町一般会計補正予
算、専決第 3 号の承認を求めることについて質疑いたします。

ページは 17 ページ。5 款 2 項 1 目 24 節、積立金の森林環境

議長	譲与税基金積立金１１２０万円について質疑いたします。 まず（１）今回の積立金額を含めて、今までの合計積立金額はいくらになったでしょうか。 （福島 登 議長） 築地総務課長。
総務課長	（築地 仲音 総務課長） 大坪議員の質疑にお答えいたします。 森林環境譲与税は令和元年度から交付が始まりました。年度内に充当し切れないものを毎年積立てをしております。今回計上させていただきました１１２０万円を積み立てることにより、令和６年度末時点での合計積立金額は４２８５万３千円となっております。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） １番、大坪千倫君。
１番議員	（大坪 千倫 議員） 積立金は４２８５万３千円とのことでした。これは毎年使い切らず、いくらかの積立てをしていると理解してますが、次の質問、貯まった積立金の使い道について、何か計画はありますでしょうか。
議長	（福島 登 議長） 生田産業建設課長。

産業建設課長

(生田 憲一 産業建設課長)

大坪議員の質疑にお答えします。

基金の使い道につきまして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条に定められている使途の範囲内で、市町村の判断により幅広い事業に活用可能となっております。具体例を挙げますと、森林整備、人材育成、木材利用促進、普及啓発などとなっております。

また、貯まっている積立金の使い道につきまして、現在計画等はありませんが、先ほど具体例に挙げました事業などに使用されるものと考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

1番、大坪千倫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

今そういう質疑があって答弁がありました。

しかし、よく考えてもらいたいと思いますが、この積立金が以前は1人500円やったかね、それ今現在千円に上がって、もう住民全員に千円ずつ催促されてるんですよ。ところがこれが全く何に使っているかわからなかった。今質問を聞いてても、質疑を

議長

聞いていても、結局アンケートといいますが、所有者に対するアンケートだけしか今使用されてないんです。結局それから後にどうするかということは今ははっきりできていません。説明がありましたが具体的な例が全く挙がっていない。こういうことでね、住民血税を無駄遣いしている。ただ貯めていってただけでは私は納得できない。これはいっぺんかちとした計画書を出していただいて、血税を出している住民に説明していただきたい。そういうことを踏まえまして反対討論といたします。

(福島 登 議長)

7 番、田島毅三夫君の反対討論が終わりました。

ここで確認だけしときます。

この譲与税についてアンケートで使用されとんですか。執行部、僕に教えてください。アンケートに使用しとんですか。確認だけお願いします。

使用しとんですね。分かりました。

7 番、田島毅三夫君の反対討論が終わりました。

次に賛成討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、反対討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第 3 号、専決処分事項、令和 6 年度東洋町一般会計補正予算、専決第 3 号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

	本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。 よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。 日程第４、承認第４号、専決処分事項、令和６年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算、専決第１号の承認を求めることについての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑の通告が１件ありましたので、これを許します。 ７番、田島毅三夫君。質疑を始めてください。 （自席より、ちょっと待ってよとの発言あり） １番上の部分やね、通告書の。７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島 毅三夫 議員） これは２７号の分ですね。
議長	（福島 登 議長） 通告書の１番上にある分ですよ。
７番議員	（田島 毅三夫 議員） ああ、これか。これ３０号やなかったかな。ちょっと今混乱してます。もういっぺん説明してください。議案の何号やったかな。 （事務局が確認に行く）
議長	（福島 登 議長） 田島さんいけますか。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい、すいませんでした。
議長	(福島 登 議長) はい、7 番田島毅三夫君、質疑を始めてください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 6 年度の介護サービス事業特別会計補正、専決 1 号への私の質疑でございます。 7 ページの介護サービス収入 13 万円の減額についてお聞きしたいと思います。ホームヘルプ事業の減額は利用者の減少か、説明のときには減額の理由を言われてますけど、ホームヘルプ事業の減額は利用者の減少か、もしくはヘルパーの不足か理由をお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長。
住民課長	(手島 憲作 住民課長) おはようございます。 田島議員の質疑にお答えします。 利用者数はほぼ変わっておりませんが、当初予算の見積りが甘く、国保連合会等からの事業収入を多く見込んで予算計上してしまい、13 万円の収入不足が発生してしまいました。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7 番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第 4 号、専決処分事項、令和 6 年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算、専決第 1 号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 5、承認第 5 号、専決処分事項、令和 6 年度東洋町簡易水道事業会計補正予算、専決第 1 号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第5号、専決処分事項、令和6年度東洋町簡易水道事業会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6、議案第26号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第26号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第27号、令和7年度東洋町一般会計補正予算、第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が2件ありましたので、これを認めます。

3番、安岡良仁君。質疑を始めてください。

(安岡 良仁 議員)

おはようございます。

私の方から議案第27号、令和7年度東洋町一般会計補正予算、第1号を定めることについて、何点か御質問をさせていただきます。

予算書の16ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費の16節の白浜地区第2防災タワー隣接用地購入費250万円について伺いたします。

まず1点目でございます。

この白浜地区第2防災タワー隣接用地を購入する目的、それとこの今回用地購入については位置図がついてなかったんですけ

3番議員

	れども、できれば横か場所か裏等の答弁をお願いします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。 高知県が整備する県道甲浦インター線建設に必要な用地を取得後の残地となります。町長の行政報告でもありましたように、平成15年度に県が発表しました、L1クラス想定に基づき整備されました津波避難タワー3基のうちの1基であります、白浜地区第2防災避難タワーの東側の隣地でございます。 高さは足りているものの、L2クラスの地震に対しての耐浪性がない状態にあります。 今後、県による新たな津波浸水予測が公表されましたら、それに基づき再整備を検討する必要も出てくると考え、隣接する用地を購入したいという考えでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長、位置図ということでおっしゃったけど位置図はありませんか。 安岡さん、位置図っておっしゃったね。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 位置図の用意も考えましたけれども、用地交渉の妨げにもなると考えましたので、今回はちょっと省略の方させていただいております。以上です。

議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 答弁の中に、(2) 番の内容についてもちょっと答弁ございました。 防災避難タワーのL 2 のレベルのために改修する、さっきの答弁の中にですね、県道インター線の残地を購入するということなんですけれども、これは県が購入することにはならないんですか。町が購入するということなんですけども、タワーの今後の改修等の工事をする際に必要ということでこの用地を買うという答弁があったんですけど、これ残地は県が購入することにはならなかったんでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 安岡さん。1 問目の再問ということでよろしいですか。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) そうです。2 問目も含めて。
議長	(福島 登 議長) 2 問目の再問ということでよろしいですね。 分かりました。2 問目も含めてということですね。いいですか。 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長)

	安岡議員の再問にお答えします。 県の方で用地が購入できなかったのかということですが、県の方としましては甲浦インター線の建設にかかる用地部分だけが必要となります。その残地については、県の方ではもう購入ができないということで県の方からも役場の方に相談がありまして、残地部分について購入の意思があるかどうかというような確認がありましたので、町の方としましては避難タワーとかそういった建設とか増設のことも検討した上で購入に至った次第でございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 県との交渉の中で、町の方で購入してくれということで今回予算計上したという説明がありました。 次に 3 つ目の質問に移ります。 この購入する用地は、予算説明では 2 筆、2 3 0 平米とお聞きをしました。坪単価はいくらで購入されるのか。また、この用地の地権者は 2 筆なんですけども、2 人か 1 人なのか。坪単価については、県が購入した坪単価と同額なのか。その積算方法について伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長)

	安岡議員の質疑にお答えをさせていただきます。 県道甲浦インター線整備に係る用地で高知県が用地を取得した後の残地でありまして、これからのごさいます。高知県が示しております単価を基に積算をしております。用地の地権者については2名でございます。ここでは、今後の用地交渉のこともありますので、詳細は控えさせていただきます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 坪単価は控えるということなんやね。 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 用地の購入の坪単価については、検討ということの答弁を頂きました。 次にP22ページの質問に移ります。3款民生費、3項児童福祉費、2目児童福祉施設費、12節甲浦保育園高台移転立木補償調査委託料301万4千円についてお伺いをいたします。 立木補償調査委託料301万4千円と多額な予算となっておりますが、この立木補償調査の委託内容についてお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長。
住民課長	(手島 憲作 住民課長) 安岡議員の質疑にお答えします。

	まず、調査面積は1万平方メートルの調査範囲を想定しております。 委託の内容につきましては、打合せ協議、現地踏査、立木調査及び算定等になります。現地踏査は、着手に先立ち現地の概況を把握するための調査業務となります。立木調査及び算定は、土地にある人口林等を対象に移植や伐採などの際、その費用を算定するために行われる調査業務となります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 立木補償調査、移植するための補償とまた伐採するための補償、これ両方を含んでいるのでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 再問ですね。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 再問です。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長。
住民課長	(手島 憲作 住民課長) 今のところそのように考えております。

議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、次の質問に移ります。 予算書の 2 3 ページでございます。 5 款農林水産業費、3 項水産業費、1 目水産業振興費、1 8 節の負担金補助及び交付金、東洋町がんばる漁業支援事業 5 2 9 万 6 千円についてお伺いをいたします。東洋町がんばる漁業支援事業費補助金は、当初予算で 2 0 0 万円の予算が計上されておりました。今回、町に 1 9 名の方が補助申請されるということで 5 2 9 万 6 千円の予算を追加し、この支援事業費総額で 7 2 9 万 6 千円の予算になったと説明をお受けをいたしました。 この補助申請の事業内容等についてお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 安岡議員の質疑にお答えします。 4 月 1 日から 4 月 3 0 日まで募集を行いまして、当初予算と合わせて 1 8 名分の補助金を計上するものです。 申請内容としまして、船外機・魚群探知機・自動操舵装置など漁船に取り付ける設備や機械の購入費。他にはエビ網など、設備改善に関わるものの購入費が主な内容となっております。以上であります。 すいません、当初 1 9 名の申請がありましたが、そのうちの 1

	8名分の補助金の計上に係るものです。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 再問をさせていただきます。 この補助事業費の補助率とですね、この町の単独の補助金は、要望等があれば随時補正予算等で対応していくスタンスなのか。また、年度内にこの補助事業の一定の限度額を定めているのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 3つあったと思います。 限度額と補助率と。よろしいですか。 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 安岡議員の再問にお答えします。 まず一つ目の補助率の方につきましては、1回目の申請の方は事業費の80%を、2回目の場合は60%で、3回目以降は40%であります。それと補助金の上限につきましては、50万円までとなっております。2つ目の、随時受け付けるかにつきましては、今まで毎年4月の1日から4月30日までの1か月間の募集となっております。以上……
議長	(福島 登 議長)

	補正するのか。補正するのかという質問。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 随時の方につきましては、一応募集期間を設けまして、募集してしますので、今後随時ということではないです。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 次の質問に移ります。 2 3 ページ、6 款商工費、1 項商工費、1 目水産業振興費、1 8 節負担金補助及び交付金、東洋町起業支援事業費補助金 3 8 7 万円について伺いをいたします。今回、東洋町起業支援事業費補助金の申請件数が増加したことにより、今回追加補正され、当初予算と合わせて 1 3 8 7 万円の予算となっております。この起業支援事業費補助金の申請件数、また事業内容等について伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の質疑にお答えします。 この東洋町起業支援事業費補助金につきましては、高知県人口減少対策総合補助金を財源としまして、令和 6 年度、昨年度から創設をしております。本年度では、募集期間を令和 7 年 4 月 1 日

	から５月３１日までとしまして、東洋町商工会に相談窓口等を設置しまして、補助金申請への対応等を進めてまいりました。 募集の期間中に相談件数は１３件ありまして、そのうち申請書の提出に至りましたのが６件となっております。申請者の事業の内訳としまして第二創業が３件、事業承継が２件、創業１件となっております。簡易宿泊、洗濯業、食料品製造、森林環境などの教育事業、小売業となっております、今月中に審査会の開催を予定しております。 またこの補助金の補正後の総額が１３８７万円となりますが、人口減少対策として位置づけもしておりますので、２次募集についても検討していきたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ３番、安岡良仁君。
３番議員	(安岡 良仁 議員) 再問です。 申請件数、申請の要望は１３件あって、実際申請書の提出が６件だったということをお聞きをしました。この後の差引き７件分については、この事業費の採択の基準に達せなかって除外されたのか、もう申請者本人が取りやめたのか、内容等についてお伺いします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長)

	安岡議員の再問にお答えします。 まず商工会の方にこの補助金の活用を相談された方が13名おまして、その中から申請書の提出が商工会から役場の方に提出されたのが申請件数6件ということになっております。残りの件数につきましては、今回申請には至らなかったということになっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 13件相談があり、実際書類として出てきたのが6件ということでお聞きしました。 年内にまた2次募集を行うということなんですけれども、一応予定はいつ頃予定しているのか伺いたします。
議長	(福島 登 議長) これで3問目、再々問です。 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の再問にお答えします。 先ほど答弁でもさせていただきましたが、今月中に審査会を開きますので、その中で採択の件数等変わってくる可能性もありますので、現時点では募集期間の方はまだ定めておりません。今後早いうちに、募集をするようにしたいと思っております。

議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 次の質問に移ります。 予算書の 2 5 ページ、8 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費、1 4 節工事請負費、白浜消防車車庫建設工事 1 1 8 0 万円についてお伺いをいたします。 白浜消防車庫建設工事が、今回の補正で 1 1 8 0 万円が追加をされまして、総額 1 9 3 8 万 8 千円の工事費の予算となっております。 当初予算では 7 5 8 万 8 千円の予算であり、今回の補正、3 ヶ月ぐらいしか経過しておりませんが、倍額以上の追加予算となっております。 この工事費が大幅に増額された理由、また工事内容等についてお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。 御手元にお配りをしております議案第 2 7 号関係資料、両面コピーのものになりますがご覧ください。 現在、白浜消防車庫は 1 台分でございますが、2 台分を収納できる車庫へ変更をさせていただきました。また木造建築としたこと、資材単価、人件費等の高騰などにより、大幅に工事費が増額

となりました。

工事内容につきましては、車庫面積は54平米でございます。屋根はガルバリウム鋼板、天井はケイカル板、壁は金属製サイディング張り、外壁は防火サイディングでございます。車庫の中間の中程に一部壁を設け、棚を設置できるような設計としております。また、外構面積は93平米でございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

ちょっと再問をさせていただきます。

今回の増額の補正については、車庫1台分が2台分に変更されたという説明をいただきました。

この白浜消防車庫建設工事については、当初予算の査定の中で、慎重に事業内容、また予算を精査し、令和7年度当初予算として758万8千円の予算の計上されておりますが、現在6月でございます。3ヶ月で1台から2台に車庫を広げた理由についてお伺いいたします。

議長

(福島 登 議長)

築地総務課長。

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。

他の消防屯所も老朽化をしております。建て替えや修繕などにより、一時的な消防車の保管場所として使用できることも考えて

おります。また、平常時におきましては、土嚢を作り、保管場所として空きスペースを利用したり、また土嚢をトラックに積む際にも軽トラックを車庫入れし、容易に積むことができ、応急時には迅速的に対応ができるものと考えて、2台分の面積にした理由でございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

再々問になるんですけれども、当初予算の時に1台分で予算査定して、もう町長査定まで終わった部分が、3ヶ月も経過してるのに2台に広げたということなんですけれども、その2台を広げるという内容が決まっとったら、当初予算で計上せずに6月のこの議会で1900何万円の予算計上をするべきだと思うんですけれども。

それともう1点、この建設工事は年度内完成になるのか、現在の考えをお伺いします。

議長

(福島 登 議長)

最後の再々問です。

伊吹副町長。

副町長

(伊吹 真貴博 副町長)

安岡議員の質疑にお答えいたします。

当初の計画では、総務課だけの案を作っていて、それで進めてきておりました。進める中で上の方に持ってきたときに、

	ちょっといろいろなことを考えての計画をしてみたらどうかという私の方から指示を出しましたので、最終的にはこういう形の倍の面積となって金額もかなり上がったんですけども、使い勝手が良い車庫にできるような形でしたいという思いでなっております。 工期については、年度内を目途にいうことにしております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君の質疑が終わりました。 ここで休憩します。Jアラートの試験放送もありますので、再開が10時10分とします。(休憩時間：9時51分) 少し遅れましたが、議会を再開したいと思います。 (再開時間：10時10分) 続いて、7 番田島毅三夫君、質疑を始めてください。 田島毅三夫議員、Jアラートの試験が始まったら少し中断はしますのでやりよってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは、令和6年介護サービス事業特別会計補正専決1号に対する質疑をさせていただきます。 7 問やったかな、1 番目、7 ページ介護サービス収入13万円の減額についてと、ごめんなさい。間違えた、その下、
議長	(福島 登 議長) 19 ページやね

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

了解。同じページに書いてあったきにごめんなさい、間違えました。

第三者検証委員会委託料 3 1 5 万円 (3 1 万 5 千円) の内容についてお聞きしたいと思います。

過去 5 回の検証が行われたと聞きますが、現状での進捗状況を聞きたいがどうか。また、この 3 1 万 5 千円で、負担金額は合計いくらになったのか。まず一つ目、質問をお願いします。

(自席より) 2 つ目はもう聞いちょうきにええわ。安岡さんの答弁でね。

議長

(福島 登 議長)

手島住民課長。

委託は聞いてない。

(自席より、合計なんぼやったんで。との発言あり)

安岡さんは聞いてないです。

この件は安岡さんは聞いてないです。

(自席より、ごめんなさい。との発言あり)

はい。

住民課長

(手島 憲作 住民課長)

田島議員の質疑にお答えする前に、訂正がございます。

先ほど田島議員から委託料 3 1 5 万円とありましたが、実際は委託料 3 1 万 5 千円となります。

(自席より、ごめんなさい、間違えました。との発言あり)

それでは質疑にお答えします。

	昨年１２月２０日に第三者検証委員会を設置し、直近では３月２６日と５月１３日に高知市で開催しております。設置後、第三者検証委員会と関係者へのヒアリング調査も２回行っておりますが、現在のところ委員会からの報告はございません。６月の開催は、昨日１７日に開催しております。 委託料につきましては、令和６年度は３回開催して６５万５１７５円支払っております。令和７年度につきましては、当初予算で３回開催分の７５万７千円と、今回の補正で東洋町にて関係者とヒアリングする１回分の３１万５千円を予定しており、合計金額１０７万２千円となります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ７番、田島毅三夫君。
７番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁いただきました。 今後このですね、３１万５千円を使ってどのような検討していくのか。調査をしていくのか。具体的にお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 再問でよろしいですか。
７番議員	(田島 毅三夫 議員) はい、再問です。 (自席より、２番にあるね との発言あり)
議長	(福島 登 議長)

	2 番でええね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ああほうか、2 番目になっちゃうね。 ほな 2 番目でやってください。結構です。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長。
住民課長	(手島 憲作 住民課長) 田島議員の質疑にお答えします。 今後どのように使われるかにつきましては、先ほどの答弁でも申しましたが、東洋町にて関係者とヒアリングするための弁護士及び心理士の報酬と速記費用の委託料の 1 回分でございます。 和解につきましては、町長の行政報告にもありましたように、現在のところ委員会からの報告がございませんので分かりません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁もらいました。 しかし、どうしても納得いかないというか、こういうような何をしているかわからんというようなね、そんな第三者委員会はどうしてかと。住民さんがあれだけ悩んで苦しんで、何とか第三者委員会を立ち上げてくれと、こういう話で立ち上げたんですけど

もね、それが今どうなっているのか全く我々には入ってこない。今後これが進んでいって、いつ終わるか知りませんが、そのときに、双方が納得のできない決定が出た場合なんかは私心配しております。この第三者委員会の決定に沿って、両方が手を結んでくれたら1番いいんですけどもね。そういうことを含めたら大変なことやと。まずそういうことをちょっと聞きにくいんですけども、そういうことも踏まえて今やっておられるかどうか。第三者委員会が。それぐらいの報告はもらいたいが、お話はもらいたいがどうでしょうか。どのような方向で動いているか。第三者委員会が。それをお聞きしたいができればよろしく。

議長

(福島 登 議長)

答えることできるんですか。

(自席より、難しいと思うがやってくれ。そやなかったらこれこのままこんなもん指くわえて見よれん。との発言あり)

長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

田島議員の質疑にお答えをしたいと思います。

まず第三者検証委員会の中身についてですけども、

(自席より、マイクついてないとの発言あり)

あ、ごめんなさい。

田島議員の質疑にお答えをいたします。

第三者検証委員会ですけども、中立的な立場というところがございますので、我々の方も連絡を取るということは控えておりますし、しないことでやっております。

それからですね、先の話ですけども、今現在、第三者委員会

	開催途中でありますので、結論が出ないことには、何も言えないという状況にあります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々問でもう 1 点最後に教えてください。 こういう第三者委員会を設置して、そしてそこに委任したこういう問題というのは以前にもありましたね。野根小学校でしたか あれは。もう 5. 6 年前。
議長	(福島 登 議長) ないね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ない？
議長	(福島 登 議長) ないと思う。僕の記憶の中では。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いじめ問題があって、いじめ。
議長	(福島 登 議長) あれは第三者ではないね。 まあやってください。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) あのときはどのようなかたちで、あれも長いことかかって、それから後、我々議会に対しては結果報告がなかったんですが、今どうなっていますか。それだけお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) これは
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) まあええで、それぐらいは。
議長	(福島 登 議長) 全然違う話よね。話は分かりますけど、今回の委託料とはもう違うんでね、もう質問がなければもう次に移っていただいたらええと思いますが、どうでしょうか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 2 つ目の質疑に入ります。 1 9 ページ、町社会福祉協議会への 3 2 2 万円の使途を聞くということで 1 点お聞きします。 1 人は新規採用の臨時職員と聞いております。新規採用についてはどのような役割を果たすのか。今までいなかった人を新規で雇うわけですからね、どのような仕事があって雇ったのか。具体的に説明をお願いしたいと思います。
議長	(福島 登 議長)

住民課長	手島住民課長。 (手島 憲作 住民課長) 田島議員の質疑にお答えします。 今回補正している３２２万７千円につきましては、新規採用の臨時職員分ではありません。 東洋町社会福祉協議会補助金３２２万７千円につきましては、当初予算作成時、社協と職務等の見直しや給与体系について協議していたことから、令和６年度当初予算、一律１０％カットしておりまして、それを計上しておりましたのでその不足分と、その後、社協と職務等の見直しを図る協定を交わしておりまして、職員の給与体系において、正規職員の給与については現行の行政職第２級、第２給料表から行政職第１給料表へ移行し、職務は一般職とし、令和７年４月１日から適用したことによる増加分の人件費でございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ７番、田島毅三夫君。
７番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問ですが、手島さん言われんか、課長。あなた言わなんだかい？これ新規就納が１人いますと。今言っていないと言うたが。これはまた後で確認しますが、こういうそのね、今１０％カットがあったきにそれに対する補填とかあるいはその分とかいう説明がありましたが、どういう内容で変わったかちょっと私内容分かりません。社協という組織の中でいくら頂いて、そのうち１０％はどのような理由でカットされたのか、そういうこと全く分から

	ないんですが、それならねというように今聞き受けましたが、間違ってたら指導してください。 今言うカット分について、内容をお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長。
住民課長	(手島 憲作 住民課長) 田島議員の再問にお答えします。 令和6年度、当初予算が令和5年度の実績を基にしております、それがちょうど10%ぐらいだったのでそれを採用しております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々問やったかなこれ。
議長	(福島 登 議長) これで終わりです。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) もう終わった
議長	(福島 登 議長) もう1回。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

もう 1 回あるね。

また内容が違うてきちょう。カット分ということに対して。

結局このメンバーは今何人おられますか、もういっぺん確認させてもらいたい。そして、聞いたところによりますと、天下りという言い方はよくありませんけども、元職員さんの方がようけおられると聞きましたが何人中何人がそういう方か。最後です。それだけ教えてください。

議長

(福島 登 議長)

職員の組織構成を聞くんですか。

職員構成。

(自席より、はい。との声あり)

長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

田島議員の質疑にお答えしたいと思います。

職員数ですけれども、正規職員 4 名、正規職員ですよ、4 名でその中には O B というものは含まれておりませんが、議員がおっしゃってるのは理事会のメンバーのことだと思います。

その理事会の方は 6 名で構成されておりまして、うち 5 名が職員の O B、

(自席より、4 人との発言あり)

4 名です、ごめんなさい。

(自席より、6 人中 4 名との発言あり)

4 名が職員の O B という組織台となっております。以上でござ

	います。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君、次の質問に移ってくださいですけど、がんばる漁業支援についてはかなり質問が進んだと思いますが、どうしますか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 3 番目の質疑に入ります。
議長	(福島 登 議長) そうですね。安岡さんとダブっておりますね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ダブっちょうダブっちょう。 がんばる漁業支援補助金 5 2 9 万円についてということでお聞きしたいと思います。 質問自体はもうそのまま安岡さんのを活用させて言わせてもらいますので。そういう今言う町の補助金の対象はですね、やっぱり質問、頭に言うところか？かまんかい？言わいでも。それを言うといてから再問に入ろうかどうしよう。
議長	(福島 登 議長) 再問とは？どうされるんですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問やないわ

議長	(福島 登 議長) 質問内容… どんな事業というのは安岡さんのときにかなり
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) よしわかった。 総額 7 9 6 万円と聞きますが、どのような事業に使用されているのか内容を聞きたいという質問をしました。それに対していろいろ答弁がありましたので、それらは個人対象か大型漁船対象か、加工等も含まれるのか。そういう今言う漁業支援についてね。
議長	(福島 登 議長) ということはもう事業内容を聞くでかまんですよね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 内容を個々で言うちゃらんとわかりにくいやろ。ただ何に使われるかということじゃなくて
議長	(福島 登 議長) だから事業内容について
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほやきに質問・答弁してくれたきに前の人が。だからその中でそれは内容的に何に使われていますかという再問的な質問になるんやけどほら。

議長

(福島 登 議長)

それは田島さんの再問じゃないので。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

そしてもう1つ最後に、そういう方の補助金に対して、利用した方から1年あるいは2年でもかまんがそういう報告というのは受けているんでしょうか。活用方法、どのような実施を行ってどんなような結果が出たか。

議長

(福島 登 議長)

田島さん分けたらどうですか。最初に事業内容を聞くんですよ。それからもう1回やったらどうですか。一問一答なんでね。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

どうですか局長、そのほうがいいですか。よし了解。あなたの…

議長

(福島 登 議長)

事業内容をまずお聞きします。

事業内容をもう一度申し訳ないが。

(自席より、今3つ言いましたのでとの発言あり)

生田産業建設課長。

産業建設課長

(生田 憲一 産業建設課長)

田島議員の質疑にお答えします。

申請内容につきましては、先ほど安岡議員の質疑でお答えしましたが、内容は、船外機魚群探知機自動操舵装置など漁船に取り

	付ける設備や機械の購入費。ほかには、エビ網など設備改善に関わるものの購入費に対し補助するものであります。以上であります。 （自席より、加工品のこういうことは入ってませんか。との発言あり）
議長	（福島 登 議長） 再問でやってください、田島さん。 （自席より、言うちゃある。との発言あり） 自席からの質問はやめて。答弁できるんやったら答弁して。
産業建設課長	（生田 憲一 産業建設課長） 対象者につきましては、がんばる漁業支援事業費補助金交付要綱の第4条に、一つが、漁業者、新規就業者は含まないと、あと二つ目に漁業者等で組織する団体と、三つ目に町長が補助することが必要であると認めるものとなります。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） 7番、田島毅三夫君。
7番議員	（田島 毅三夫 議員） 再問です。そういう答弁頂きました。 そういうことで漁業振興のために頑張ってくださいっている。またそれに対する支援・補助をしているということは私は賛成です。しかし、問題はそれがどのように使われて、結果どのように成果が上がったかどうか。そういうことについてはどんなんでしょうか。やっぱり報告を受けなくてはいけないんじゃないかと思

	うんですが、お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えします。 がんばる漁業支援事業費補助金交付要綱の中に、執行状況を報告するような要綱はございませんので、報告等はされておられません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々問です。確かにこういう支援事業は私はものすごい大事だと思っています。住民さんにね、いろいろ活動してもらって大事だと思います。ただ、こういう住民さんからのそういう支援に対するということも大事ですけども、行政の方からのそういうあれはしてないんでしょうか。支援というか、こういう計画を練って、そういうことを答弁できたら一つお願いしたいと思っています。
議長	(福島 登 議長) 行政の、ちょっと僕も意味が分からない (自席より、なかったらいいです。との発言あり) 意味がわからない。どういう…行政の方からってどういうこと。

もう1度田島さん、再々問でかまん、もう1度今のことをはっきり。

(自席より、ええ言いよんのに。との発言あり)

(自席より、あんたがそない言うんやったらやらせてもらいます。との発言あり)

先ほどのもうちょっと明確に質問してください。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

一番最初に個人かどうかということを使うんですが、個人の1人船の方が対象なのか、それとも今の今言うね、5人10人とおられる方のまぐろ漁船のようなああいう形のものかと思って聞いたんですが、それはまあそれでいいですが、要するに、こういうことをして振興させていくことは大事ですが、町としてね、この衰退していく漁業を何らかの形でこれを振興させるという考えは、んー、どんな表現したらええかな、に対する

議長

(福島 登 議長)

もう他のことになるんでね。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

よし、まあほんなら一般質問でまたやらせてもらいます。

議長

(福島 登 議長)

次移ってください。

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

それでは4番目の質疑に入らせてもらいます。

議長	23ページ、押野農村公園乗用草刈機80万と車庫費用82万円についてお聞きしたいと思います。 この草刈り機は民間でも借りれるのか。まず1問目お聞きしたいと思います。 (福島 登 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えします。 この乗用草刈機は、押野農村公園内の草刈機専用と考えておりまして、民間の方が押野公園以外で使用するに対して貸し出す事は想定しておりません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 確かにそういうことを答弁頂きました。 ただ草刈機が80万円、約ね、それは車庫費用82万、こういう経費を使うての事業なんですよね。それは年間何回ぐらい、2回か3回かわかりませんが、その公園の刈り払いにこれだけのお金使って対応していく。それ以外は倉庫で眠るということになるんですよね。ほんでこういうことをひっくるめたら、私は何らかの形で住民さんでも他のところでも、町内の住民さんらが使いたいということであれば貸してあげたらいいのじゃないかなという考えがあったもので、ちょっと確認させてもらいました。

	ただそういうことでしたら、一つだけ教えてください。 以前にも甲浦中学校の裏の相撲場に置いてあった白浜海岸の、 なんですか、ごみ取ったりする、名前忘れた。 （自席より、ビーチクリーン。との発言あり） 戦車のような、戦車やないけどね、そういうものがあったんですが、毎回シーズン前にそれを使うんですけど、その度に故障してたんです。１０万２０万という故障代使って、故障して１年また次も。こういうことになるということはやっぱり私は１年に１回２回使うだけで置いちょくということはね、ちょっとやっぱり問題あるんじゃないかと、そういうことで確認させてもらいました。今後また一般質問で聞くようにいたしますので、もし答弁もらえたらひとつお願いしたいが。他の住民さんが使える、ほんならはい。
議長	（福島 登 議長） 再問ということで答弁もらうんやね。 （自席より、はい。との答弁あり） 生田産業建設課長。 （自席より、ええ返事ください。との発言あり）
産業建設課長	（生田 憲一 産業建設課長） 田島議員の再問にお答えします。 この乗用草刈機につきましては、農村公園の中でグラウンドゴルフとかに使用されてまして、その方がグラウンドゴルフをするのに整備するのに年に数回、伸びる度に使用されることは想定しております。以上でございます。 （自席より、頻繁に使う…との発言あり）

	(自席より、自席から質問しないでください。との発言あり) (自席より、そうですね。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 5 番目の質疑に入ります。
議長	(福島 登 議長) 5 番も安岡さんとかかなり内容が被っておりますが、どうしますか、やりますか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) やめましょうか。
議長	(福島 登 議長) 内容はもうかなりね、安岡さんの方で聞かれましたが、自分で判断を。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) わかりました。議長の言われるとおりにします。
議長	(福島 登 議長) はい、次に移ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

6 番目、24 ページです。

空き家改修工事費 675 万円の削減理由を聞くということで、貸したいという人は多くあると思うんですよ。自分の家がね、空き家になってこのままでは潰さんといかん、そういうところを何とか修理して借りてくれる人がいれば貸したいという人はたくさんおると思いますが、削減理由をお聞きしたいと、この減らすという、そういう人がおる中でこういう削減するということは、その理由をお聞きしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

田岡住民課長。

住民課長

(田岡 伊織 住民課長)

田島議員の質疑にお答えをいたします。

これにつきましては、国・県の同じ補助金事業の中で予算の組替えを行うものであります。

予算書の空き家改修工事費とその下段に計上しております老朽住宅除却事業費補助金は、どちらも国・県の補助事業でありまして、同一の補助金制度に含まれるものであります。

令和 7 年度において老朽化住宅除却事業費補助金の不足が見込まれたことから、空き家改修工事費から、老朽住宅除却事業費補助金へ予算の組替えを計上させていただいておるものでございます。

その不足が見込まれる理由なんですけれども、令和 7 年度より老朽住宅除却事業費補助金の上限額を、これまでの 100 万円から 165 万 7 千円に上げたことにより、老朽住宅除却事業費補助金の不足が見込まれるためでございます。

	なお、県の補助要綱の上限額に合わせて、令和７年度から引上げを行ったものであります。以上であります。
議長	(福島 登 議長) ７番、田島毅三夫君。
７番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。 そういうことをお聞きたかったんですよね。だから、私の聞きたかったのは、確かにそういうこちらに足りなかったからこちらに回したと。こちらはほんなら必要であればこちらを回したらこちらはどうなるのかと。貸し出し住宅をつくるための費用は、こちらから６００なんぼいったら、１件分か２件分なくなるわけですから。今度こちらに回した方はそれでいけるかもわからんが、減った分についてはどうなるのかということで質疑しよったんです。そういうことをひっくるめたら、私はこういう問題が起こったときは、この貸し付けるための借家の改修のための費用はそのまま残しておいて、別にこちらを組み上げたらないのかということでお聞きしてるんです。もう一度答弁お願いします。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 田島議員の再問にお答えをいたします。 本年度の事業計画なんですけども、この１０年借り上げ制度の

空き家改修工事ですね、これが前年度に設計を完了したものが1件ありまして、本工事を1件予定しております。もう1件新たに設計を予定しております。

老朽住宅の除却の方なんですけども、こちらの方は令和7年度で10件の計画をしております。議員が心配される空き家改修の方の金額が足らなくなるのではないかとということなんですけども、計画に沿って、当初見込んでおったものと変更になっておりますけども、それで両方の事業が進めることができるものと思っております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

7番目の質疑に入ります。

25ページ

議長

(福島 登 議長)

これも安岡さんとかなりダブっとうですね。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

ほうよ、ほうよ。それはもうそのとおり、恥ずかしい質問しにくいけどね。やらしてもらいたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

やりますか。はい。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 白浜消防車庫建設工事費 1 1 8 0 万円についてということで、一つお聞きしたいと思います。 聞いたところによりますと、津波浸水域に設置すると聞いた場所的にね、消防車の建設用地が。まともに浸水する地域に建てると。私は消防というようなそういう特殊なそういう防災とかね、震災とかそういうものに 1 番必要なこういう対策やきに、車庫なんですから、それを津波が来たときに 1 番先にやられるというような場所に置くというのは私は納得できない。ここのところはどのように考えて計画しているのかお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の質疑にお答えさせていただきます。 現在の白浜消防車庫の裏手に新たに消防車庫を建設する予定でございます。 火災や台風など、いざのときに住宅地に近く、消防団員の皆さまがすぐに活動しやすい立地場所に建設予定でございますので、いち早く消防活動につなげられるものと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

	再問かまいませんか。今そういう答弁頂きました。 例えばね、ほら、今保育園の問題が起こってますが、移転問題が。要するに津波の来ないところに山を削って高台移転すると。そういうことを今必死になって考えていっきょる中でね、1番大事な消防の屯所、あるいはそういう作業場なんかをね、津波が1番先に来る。あそこやったら5分ぐらいで来るのかな、白浜のあそこだと。そういうところに建てるということ自体が私は問題やと。なぜ高台造成しないのかなという疑問があったので確認したんです。もう一度、今後のことを考えたら今の時点でまだ変更できるのであればいっぺんお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の質疑にお答えさせていただきます。 先ほどの答弁と同じになりますけれども、津波のときだけがいざのときではございません。 火災や台風などの際には、すぐに消防活動にいち早くつながられるものとして、こちらの立地場所に建設をする予定でございます。以上でございます。 (自席より、以上です。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。 他に質疑はありませんか。

	(なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 1 つだけ、今の質疑に対して反対討論させていただきます。 救援・復興・再建に最も必要な消防施設を津波浸水域に設置することには賛成できない。保育園のような高台移転を求めて反対討論いたします。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君の反対討論が終わりました。 次に、賛成者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 次に反対者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第 27 号、令和 7 年度東洋町一般会計補正予算、第 1 号を定めることについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 28 号、令和 7 年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第 1 号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

(なしとの声あり)

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 28 号、令和 7 年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第 1 号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 29 号、令和 7 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第 1 号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

	質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。 7番、田島毅三夫君。質疑を始めてください。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) すいません、もう簡単な質疑で申し訳ございません。 令和7年度介護保険事業特別会計補正1号への田島質疑でございます。 9ページ、職員手当等の勤勉手当が期末手当より多い理由をお聞きしたいと。大体普通10%、15%少ないんですが多い。このことについて答弁をお願いします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の質疑にお答えさせていただきます。 勤勉手当の不足額が6万3千円のところ、3万7千円多く見込み過ぎておりました。 そのため、期末手当の補正額9万円より勤勉手当の補正額10万円と多くなってしまいました。計上誤りによるものでございまして、勤勉手当を多く支給するものではございません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員)

	これはどんなんです。再問です。 これはつまり、私の質問がおかしかったということでしょうか。それともそちらの手続がおかしかったということでしょうか。どちらかお聞きしたい。そうであれば、そちらが悪かったら一言ごめんなさいと言うべきやと思うんです。そういうことも含めてお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の質疑にお答えさせていただきます。 執行部側の計上誤りによるものでございます。申し訳ございませんでした。 (自席より、はい、終わります。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。 他に質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第29号、令和7年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第30号、令和7年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算、第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第30号、令和7年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算、第1号を定めることについての件を挙手によ

4 番議員

議長

(高畠 俊彦 議員)

発議第 4 号、東洋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正することについて、上記議案を別紙のとおり、東洋町議会会議規則第 14 条の規定により提出する。本日提出であります。

提出者は私高畠俊彦、賛成者は廣田斎史、今宮裕明、大坪千倫、武山裕一、田島毅三夫、安岡良仁であります。

平成26年以降の町議会議員選挙で3回連続無投票になっており、また、近隣市町村の議員定数の状況などを考慮し、本町の実情に見合った議会に編成し、より効率的な議会運営を図るために、現在定数9人から1名減の8名とするものです。

なお、改正内容、新旧対照条文については、お手元に配布しておりますので、御参照ください。以上で趣旨説明を終わります。

提出者の説明が終わりました。ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。これより発議第4号、東洋町議会議員の定数を定める条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、発議第5号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

発議第5号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて、上記議案を別紙のとおり東洋町議会会議規則第14条の規定により提出する。本日、提出であります。

提出者は私安岡良仁、賛成者は廣田斎史、今宮裕明、大坪千倫、武山裕一、田島毅三夫、高畠俊彦であります。

提出理由を御説明いたします。

この3月議会で議決された東洋町一般職の職員の旅費に関する条例の改正を受けまして、議員の旅費についても国内の物価高騰による影響を受け、一般職の職員の旅費規定を準用する改定をしております。主な改正内容は、出張時の宿泊費の引上げなどとなっております。この条例の改正は令和7年7月1日から適用す

議長	ることとなります。 改正内容については、御手元に配布しておりますので御参照ください。以上で趣旨説明を終わります。 （福島 登 議長） 提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。 本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。 よって、さよう決しました。 これより発議第5号、議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第13、発議第6号、国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書についての件を議題とします。 提出者の説明を求めます。 3番、安岡良仁君。
3番議員	（安岡 良仁 議員） 発議第6号、国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書について、本議案を別案のとおり議会会議規則第14条の規定により、議会に提出する。本日提出であります。

提出者は私安岡良仁、賛成者は今宮、武山、高島の各議員であります。

本件は、令和 7 年第 2 回定例会において東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。

6 月の 1 2 日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものでございます。

お手元の意見書案を御参照ください。

それでは、趣旨説明をいたします。

国民健康保険制度は、国民の 5 人に 1 人が加入し国民皆保険制度の重要な柱となっております。高齢化に伴い、医療費も増大しており、保険料負担も増大しております。組合健保や協会けんぽと比べて、同じ収入でも負担は 2 倍以上になっております。

現在予定されている、国保都道府県単位化による市町村保険料水準の平準化の政策は、国保料の大幅値上げを伴う。また、国民健康保険料において、ほかの保険にはない均等割があり、世帯の人数が保険料に影響いたします。

国民健康保険被保険者の負担能力に応じた負担水準と財政支援及び財政基盤の確立のため、以下について早急な実施を求めます。

1、国民健康保険制度に係る国庫負担率を上げ、ほかの被用者保険と均等な被保険者との負担率とすること。

2、子育て世代に対する財政支援として実施されている未就学児均等割保険料の減額措置を 1 8 歳までの子どもに拡大し、減額割合を 5 割から全額 1 0 割に拡充すること。

以上の内容を実現されるよう強く要請し、地方自治法第 9 9 条の規定により、内閣総理大臣、衆議院議長ほかに意見書を提出す

議長

るものであります。以上で趣旨説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第6号、国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書についての件を挙手により採決します。

本案は、意見書案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定しました。

ここで休憩します。再開は11時15分です。

(休憩時間：11時03分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：11時15分)

皆さん、お座りください。よろしいですか。会議を開きます。

日程第14、発議第7号、消費税減税、インボイス制度廃止でくらしと営業を守る意見書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番、武山裕一君。

5 番議員

(武山 裕一 議員)

発議第 7 号、消費税減税、インボイス制度廃止で暮らしと営業を守る意見書について、本議案を別案のとおり議会会議規則第 14 条の規定により議会に提出する。本日提出であります。

提出者は私、武山裕一です。賛成者は安岡、今宮、高畠の各議員であります。

本件は、令和 7 年第 2 回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。6 月 12 日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。

お手元の意見書案を御参照ください。

それでは、趣旨説明をいたします。

食料品、お米、ガソリン、電気代など、厳しい物価高騰が続き、県民生活は窮地に追い込まれています。

暮らしと営業、地域経済を守る上で最も有効な景気対策の一つは消費税の減税です。消費税の減税は物価を押し下げ、その効果が全ての国民にまんべんなく直ちに行き渡ります。一旦税率を下げれば、その効果は先々まで続き、この面でも経済対策として最も有効な手段の一つです。

令和 5 年 10 月にインボイス制度が始まり、価格転嫁もできず、請負単価も上がらない中で、インボイス制度は小規模事業者の経営を圧迫しています。そこで、政府に消費税減税とインボイス制度廃止を求め、暮らしと営業を立て直す施策を強力に実施することを強く求めます。

以上の内容を実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣ほかに意見書を提出するものであります。

議長

以上で趣旨説明を終わります。御審議よろしくをお願いします。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより発議第7号、消費税減税、インボイス制度廃止でくらしと営業を守る意見書についての件を挙手により採決します。

本案は、意見書案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定しました。

日程第15、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布したとおり、7月2日安田町の安田町文化センターにおいて令和7年度安芸郡町村議会議員等研修会、7月22日高知市の自治会館において令和7年度市町村議会広報研修会、7月31日高知市の高知県立県民文化ホールにおいて令和7年度市町村議会議員研修会、8月19日海陽町において海陽町・東洋町議会意見交換会、8月20から22日石川県の輪島市、珠洲市、金沢市への視察研修へそれぞれ議員派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第 16、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長、各特別委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

ここで、お諮りします。

それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第 17、一般質問を行います。

質問時間は 1 人 40 分以内、答弁時間も 40 分以内とし、一問一答方式で行います。

なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は 1 問につき 3 回まで認めますが、再問は執行部からの答弁に対する質問といたします。

また、議会会議規則第 54 条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないこととなっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第 2 項の規定により注意し、従わない場合は発言を禁止します。

それでも、なお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第 129 条第 1 項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を

	禁止、または議場外への退去を命じます。 次に、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の質問に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上挙手願います。反問も制限時間に含まれます。 質問の通告が5名ありましたので、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分に気をつけてください。 まず、4番、高島俊彦君の質問を許します。 件名は、甲浦地区の下水道施設の点検についてであります。 答弁者は、担当課長ほかとなっております。 4番、高島俊彦君、質問を始めて下さい。 (質問開始時間：11時24分)
4番議員	(高島 俊彦 議員) それでは私の一般質問を始めます。 甲浦地区の下水道施設の点検についてということで、埼玉県八潮市で下水道管破裂による道路陥没、そこに車が落ちて1人死亡するという事故が起きてしまいました。政府は、2030年度までに老朽化した下水道管を更新する予定だと聞いております。そこで質問いたします。東洋町では、水道管の点検、取り替え工事が徐々に進んでいるようですが、下水道管も点検、取り替え工事の時期に来ているのではないのでしょうか。点検や修繕などの計画はあるのか質問いたします。よろしくお願いします。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。

産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 高島議員の御質問にお答えします。 埼玉県の下水道管破損事故を受け、国から全国一斉に特別重点調査がありました。この調査により、管路に異常があることを把握した場合には、速やかに応急措置としての修繕や更新工事を実施するよう通達がありました。ただ、その調査対象となったのは、内径２メートル以上かつ平成６年度以前に設置された管路でありました。東洋町の下水道管は１番古い管路で平成６年度設置でしたが、最大の内径が３０センチの為此の重点調査は対象外でした。下水道管の耐用年数は５０年ですが、今後、耐用年数に応じて適切な時期に点検・更新工事を実施し、道路陥没の未然防止に努めたいと考えております。以上であります。
議長	(福島 登 議長) ４番、高島俊彦君。
４番議員	(高島 俊彦 議員) 今のね、答弁で事前に点検していくというようなことでございますので安心いたしました。 下水道管の点検、取り替え工事を行うとなれば、多額の費用と時間がかかると思われます。耐用年数も近づいている管もあるようですので、早めに計画しておくべきであります。よろしくお願いします。答弁は結構でございます。 ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。
議長	(福島 登 議長) ４番、高島俊彦君の質問が終わりました。

(質問終了時間：１１時２７分)

続いて、２番、廣田斎史君の質問を許します。

件名は、本町のふるさと納税拡充による地域活性化についてほか２件であります。

答弁者は、町長ほかとなっております。

２番、廣田斎史君、質問を始めて下さい。

(質問開始時間：１１時２８分)

２番議員

(廣田 斎史 議員)

私からは、大枠３つについて質問していきます。

大枠の１、本町のふるさと納税拡充による地域活性化についてです。

ふるさと納税は自治体の自主財源を確保し、地域振興を推進する上で重要な施策です。近年、全国的にふるさと納税の寄附額が増加しており、安芸郡内でも人口や財政規模が本町と似通っている田野町は、令和５年度３億６千万円が６年度は５億５千万に急激に成長しています。東洋町の給付額の増額も、かなりの可能性があると考えます。今後本町が寄附額を増額し、地域経済の活性化を図るための具体的な取組について質問していきます。

①本町のふるさと納税の現状と課題について伺います。

１、本町のふるさと納税寄附額の近年の推移はどうなっていますか。

議長

(福島 登 議長)

築地総務課長。

総務課長	(築地 仲音 総務課長) 廣田議員の御質問にお答えさせていただきます。 直近３年間ににおけるふるさと納税額について御報告させていただきます。令和４年度の寄附額は７３７５万７００円でございます。令和５年度の寄附額は１億３６７万７４００円でございます。令和６年度の寄附額は７３８６万８５００円でございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ２番、廣田斎史君。
２番議員	(廣田 斎史 議員) 推移、分かりました。 ２の質問に行きます。 金額聞いてましてもちょっと伸び悩みの状態を感じますが、この寄附額の増加を阻害している要因についてどう分析しているのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 廣田議員の質問にお答えさせていただきます。 ポンカンや小夏などの季節商品が多く、収穫状況に左右されやすいため、安定した在庫確保ができていないことが寄附額増加を阻害する要因であると考えております。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは②に移ります。 ②他自治体との比較と東洋町の競争力向上について伺います。 1、田野町では、地元特産品のブランディングやSNSを活用したPR戦略により、ふるさと納税寄附額の激増に成功しています。他自治体との競争力を上げるため、本町は今後どのような戦略を立てていくのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 廣田議員の御質問にお答えさせていただきます。 東洋町にご寄附頂いた寄附者の方へメルマガを配信し、新規商品やレビューキャンペーンの周知をしたり、返礼品に対するコメントの書き込みをしていただきました寄附者の方へ、レビューキャンペーンとしましてうなぎの骨せんべいを先着150名様へお送りするなど、リピーターの増加や返礼品の価値を上げる取組を実施中でございます。 また、楽天ふるさと納税サイトなどの大型サイトへの広告を実施する予定でありまして、さらに露出を増やし寄附額の向上へつなげてまいりたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)

	2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 再問します。先ほど課長の方からメルマガの送信でレビューっ ていう話があったんですが、そのレビュー件数どれくらいありま すか。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 廣田議員の再問にお答えさせていただきます。 レビュー件数については手元に資料がございませんので、回答 は後日にさせていただきます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは③に移ります。 返礼品の魅力向上と戦略的プロモーションについて伺います。 1、ふるさと納税を通じた地域経済の活性化には、返礼品の魅 力向上が不可欠です。田野町は多種多様な加工品の豊富さが成功 の一因ですが、本町の特産品を活かし、新たな加工品の開発やブ ランド化、これを図る計画はありますか。
議長	(福島 登 議長)

総務課長	築地総務課長。 (築地 仲音 総務課長) 廣田議員の御質問にお答えさせていただきます。 東洋町の伊勢海老や柑橘類などの原料を使用し、加工品業者への委託を行い、新たな返礼品開発ができないか検討中でございます。例えばジャムやジュース、伊勢海老は姿作りや調理しやすいようにお届けするなど工夫をすることで、より多くの方が寄附をしやすいようにと考えております。今後新商品が開発され、パッケージや広告などで商品の見せ方の工夫あるいは姉妹品の開発などもでき、寄附額へ反映されることとなりましたら、ブランド化へもつながっていくのではないかと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2番、廣田斎史君。
2番議員	(廣田 斎史 議員) それでは2に移ります。 本町は現在、10数社のポータルサイトと契約しているようですが、どのような基準で選んでるのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 廣田議員の御質問にお答えさせていただきます。

	現在契約しているのは、6事業者でございます。 選定の基準につきましては、ふるさと納税市場の上位を占めますポータルサイト、経費を5割に抑えるため手数料が安いサイト、また一つのポータルサイトへ掲載すると多数のサイトに紐付いて掲載が可能となるようなポータルサイトを選んでおります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2番、廣田斎史君。
2番議員	(廣田 斎史 議員) ④にいきます。観光との連携による寄附促進策について伺います。 1です。本町の豊かな観光資源や自然環境との連携を深め、寄附額増加につなげる戦略は、現在検討されているのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 廣田議員の御質問にお答えさせていただきます。 野根川キャンプ場、白浜キャンプ場、ビーチホッピング、サーフィンスクール、かつおの薫焼き体験などの自然環境や観光資源を利用した体験型プログラムの返礼品の掲載を実施中でございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)

2 番議員	2 番、廣田斎史君。 （廣田 斎史 議員） それでは 2 の質問に移ります。 近年、他自治体の体験型の返礼品が増えています。本町にはどのようなものがありますか。
議長	（福島 登 議長） 答えたね。
2 番議員	（廣田 斎史 議員） 被るか。いけますか。一応まあ
議長	（福島 登 議長） いける。手挙げですよ。
2 番議員	（廣田 斎史 議員） 今後の計画を伺います。
議長	（福島 登 議長） 築地総務課長。
総務課長	（築地 仲音 総務課長） 廣田議員の御質問にお答えさせていただきます。 現在、ビーチホッピング、ジャンボスライダー、サーフィンスクール、白浜キャンプ場、野根川キャンプ場、ホテル宿泊などの体験型の返礼品がございます。

	今後の計画につきましては、現在検討中でございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは⑤に移ります。 ふるさと納税自動販売機について伺っていきます。 1、道の駅東洋町に新たにふるさと納税自動販売機が設置されており、観光客や訪問者の寄附を促進できることが期待されますが、導入に至った経緯を伺います。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 廣田議員の御質問にお答えさせていただきます。 観光客も多く、道の駅の来訪者数も増えております。東洋町を訪れた方が町の魅力を知り、直接その場で寄附ができるため、ふるさと納税を身近に感じることもできます。それにより寄附額向上へもつながるものと考え、導入に至りました。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。

2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは 2 に移ります。 具体的な使用方法、これを伺います。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 廣田議員の御質問にお答えさせていただきます。 お手元に一般質問受付第 2 号 1 の⑤関係資料としまして、ふるさと納税自動販売機の御案内をさせていただいておりますので御覧ください。 「旅さき納税自販機」の使用方法について御説明をいたします。 画面はタッチパネルとなっております。ふるさと納税の画面をタップすることで、画面が拡大され、返礼品が一覧で閲覧できます。希望の返礼品をタップすると、返礼品の詳細が出てきますので、購入へ進みます。 次に初回利用の場合は、専用サイト内でアカウント登録を行い、個人情報を入力いたします。専用サイトに Q R コードが表示されるため、Q R コードを自動販売機にスキャンをいたします。 最後に、寄附金の用途を選択しますと、終了となり、返礼品が出てくるようになっております。 現在のところ返礼品につきましては、商品券や利用券などを考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)

2 番議員	2 番、廣田齋史君。 （廣田 齋史 議員） 再問します。 道の駅東洋町に置いてあるんですが、その返礼品のチケットみたいなのが出てきて、それを道の駅でその場で返礼品と交換できるシステムなんですかね。それかあとでということなのか伺います。
議長	（福島 登 議長） 築地総務課長。
総務課長	（築地 仲音 総務課長） 廣田議員の再問にお答えさせていただきます。 現在考えておりますのは、例えば道の駅レストランでの利用券、その場でも使えるものです。あとはビーチホッピングとかジャンボスライダーの利用券などを考えております。その場で使えるものを考えております。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） 2 番、廣田齋史君。
2 番議員	（廣田 齋史 議員） それでは 3 に移ります。 導入による具体的な効果について、町としての見込みはどう見えていますか。

議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 廣田議員の御質問にお答えさせていただきます。 先ほども答弁をさせていただきましたが、現在、道の駅レストランの利用券やビーチホッピングとかジャンボスライダーの利用券を準備中でございまして、6月中に開始できるよう進めております。体験型のふるさと納税に関する寄附額の向上に起因するものと考えております。手軽に寄附できるため、これまで寄附したことがないという寄附者層の獲得が期待できるものと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2番、廣田斎史君。
2番議員	(廣田 斎史 議員) それでは⑥に移ります。ふるさと納税の今後の展開と目標設定について伺います。 1、本町のふるさと納税寄附額をさらに増額するため、長期的な目標や持続可能な地域活性化につなげるための具体的な計画はありますか。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長)

	廣田議員の御質問にお答えさせていただきます。 ポンカンなどの加工品など通年掲載ができ、潤沢な在庫確保ができる返礼品の強化の発掘に努めてまいりたいと考えております。 また、新たな体験型返礼品の創出につきましても、随時検討してまいりたいと考えております。また、地域住民の方々におかれましては、新商品の御提案や潤沢な在庫確保などへの御協力、御尽力を賜りますようどうぞよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 目標ということでちょっと一つ再問させてもらいたいんですが、明確にはあれか分からないんですが、金額的な将来的な金額ですね、例えば2億にするとか、3億にするとかっていう目標設定はありますか。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 廣田議員の再問にお答えさせていただきます。 令和7年度の予算計上になりますが、今年度においては2億円を目標に取り組んでおるところでございます。以上でございます。

	すいません。訂正をさせていただきます。 目標金額は1億5千万円を目標に取り組んでおります。失礼いたしました。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2番、廣田斎史君。
2番議員	(廣田 斎史 議員) それでは⑦に移ります。 地域活性化との相乗効果について伺っていきます。 1、ふるさと納税の寄附金を活用し、町民や事業者がより関与できる仕組みをつくることで、持続可能な地域活性化につながると考えますが、新たな地場産業の支援や企業との連携について、計画はあるか伺います。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 廣田議員の御質問にお答えさせていただきます。 ふるさと納税の寄附金を活用した事業につきましては、令和6年度繰越し事業にはなりますが、白浜海水浴場海上遊具購入事業がございます。 新たな地場産業の支援や企業との連携についての計画でございますが、現段階におきましての計画はございませんが、要望等がございましたら考えてまいりたいと思います。以上でございます。

議長	す。 (福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 2 の質問に移ります。 ふるさと納税寄附者に関係人口として、継続して関わっていただくために、例えば他自治体でやってることなんですが、ふるさと会員やふるさと住民票、これらの制度を導入し、本町の最新情報を発信して、特典の発行や寄附者が参加できるイベントや企画を計画することがありますが、これらについてどうお考えでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 廣田議員の御質問にお答えさせていただきます。 現在のところメルマガ配信を行い、東洋町についての情報発信を継続して行うよう努めてまいります。ふるさと会員などにつきましては、今後、他町村の事例などを参考に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。 どうですか、次に移ります？再問します？

2 番議員	(廣田 斎史 議員) 再問します。
議長	(福島 登 議長) 再問します。はい、再問してください。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 一応答弁いただいたんですが、寄附者が参加できるイベントとか企画の計画ですよね。寄附者が特典として参加できるような特別なイベントとかいう計画と考えがあれば伺います。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 廣田議員の再問にお答えさせていただきます。 寄附者の方に喜んでもらえるように、事業者や町民も参加できるイベントを定期的に企画することで寄附者の方が東洋町に集まり、関係人口の増加にもつながります。持続可能な地域づくりにも寄与できると考えておりますが、現在のところ決まった企画というのはございません。今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君、再問しますか。

2 番議員	(廣田 斎史 議員) 再問ないです。
議長	(福島 登 議長) そしたら廣田斎史君には申し訳ないが、ここで昼にしたいと思っています。 ここで昼にします。再開は 1 時ちょうどです。(休憩時間：1 時 5 3 分) 休憩前に引き続き、議会放送を再開します。 (再開時間：1 3 時 0 0 分) 一般質問を行います。2 番、廣田斎史君、2 番の買い物難民からになりますが、よろしくお願いします。 2 番、廣田斎史君、質問を始めてください。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは大枠の 2、買い物難民対策についてです。 本町では、商店の減少や高齢化、交通手段の不足などにより、買い物が困難な住民が増えていると認識しています。特に最寄りの商店までの距離が遠く、公共交通の利便性が低い地域では日常の買い物に大きな支障をきたしていると考えます。そこで、以下の点について質問いたします。 ①現状の把握について伺います。 東洋町における買い物難民の実態はどのように把握されていますか。また、買い物困難者の数や分布を調査したデータ等がありますか。

議長	(福島 登 議長) 堀川住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 廣田議員の御質問にお答えします。 買い物困難者の数や分布を調査したデータなどはございませんけれども、実態の方につきましては、包括支援センターや社会福祉協議会の職員、文化会館の職員などが高齢者の世帯などの自宅の訪問をした際に入手した情報などを月1回ネットワーク連絡会で共有を行い、それぞれに見合った対応について協議をしております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 2番、廣田斎史君。
2番議員	(廣田 斎史 議員) それでは②既存の対策と課題について伺います。 現在、移動販売や宅配サービスなどの支援策は実施されていますか。また、これらの施策に対する住民の利用状況や評価はどのようなになっているか伺います。
議長	(福島 登 議長) 堀川住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 廣田議員の御質問にお答えします。 東洋町としての移動販売は実施はしておりません。そのほかの

サービスとして、主に高齢者の方が対象になりますが、東洋町社会福祉協議会で宅配サービスやあったかふれあいセンター事業として配食サービスや、買い物や通院などの送迎を行っております。宅配サービスは1回100円で、祝日を除く毎週水曜日に配達をしております。大斗、川口、真砂瀬、名留川の方が主に利用されています。このサービスは、水曜日の午前中までに本人が町内のスーパーに連絡し、スーパーから社会福祉協議会まで配達をしてもらって、社会福祉協議会から本人へ配達をしております。

令和6年度の実績は、大斗1名、川口3名、真砂瀬2名、名留川5名となっております。配食サービスは1食400円で週2回、火曜日と金曜日にお弁当を配達しております。8月は食中毒防止のためお休みとなっております、業者さんは奇数月は雅屋さん、偶数月は和田さんで、令和6年度の実績は甲浦は20人、野根は29名の方の利用があります。買い物や通院などの送迎につきましては、水曜日以外の月2～3回実施をしております。原則として町内限定ですが、海陽町まで送迎することもあります。令和6年度の実績は61名となっております。宅配・配食・送迎のサービスは、登録制となっておりますので御希望の方は東洋町社会福祉協議会まで御連絡ください。

評価につきましては、令和5年度末にあったかふれあいセンター事業でアンケートをとった際は、高評価をいただいていると聞いております。以上です。

議長

(福島 登 議長)

2番、廣田斎史君。

2番議員

(廣田 斎史 議員)

丁寧な答弁でよくわかりました。

それでは、次に移ります。

③コンビニエンスストア誘致の可能性について伺います。

本町における買い物環境の改善策として、コンビニエンスストアの誘致は有効な選択肢の一つと考えます。

2015年、ちょっと10年前のデータなんですが、データでは全国の市町村の93%に1件以上のコンビニがあり、地域住民の生活を支えています。

特に高齢者や子育て世帯にとって、コンビニは単なる買い物の場以上の役割を果たします。生活インフラの中心を担い、今後あらゆる住民サービスの広がりが期待できます。多くの町民が徒歩や自転車などで気軽に利用できる店舗は、必要不可欠なものと思いますが、町として今後誘致の考えはあるか伺います。

議長

(福島 登 議長)

長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

廣田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

残り7%の一つの町ということでもありますけれども、コンビニエンスストアの誘致の可能性に関してはありというふうに思っております。

ただですね、誘致にあたりましては具体的な経営者が存在するのか。それからまた、具体的な場所ですね、ほかのコンビニの設置位置も参考にしますと、大体国道55号線沿いに今確保できるのか。そしてまたですね誘致できれば、議員のおっしゃるとおり、多くの町民の方が利用できてよいかというふうには確かに思

いますが、町民以外にですね、経営・運営していけるほどの利用客が見込めるのか、交通量の調査結果などというところを示した上での誘致というふうに思っておりますので、現時点ではですね残念ながら誘致の具体的な動きというのはできないものというふうに思っております。

具体的に動いていないというところもありまして、正確にはお答えできないところありますけれども、6番目の質問への答弁とつながりますが、将来的には誘致の考えはございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、廣田斎史君。

2番議員

(廣田 斎史 議員)

あるとのお考えでしたので、ちょっと期待はします。

④道の駅との併設について。田野町や美波町は道の駅と併設しており、観光客などの利用で多くの集客がありますが、本町の道の駅に併設は可能でしょうか。

議長

(福島 登 議長)

大坪産業建設課長。

産業建設課長

(大坪 靖幸 産業建設課長)

廣田議員の御質問にお答えします。

道の駅東洋町とコンビニエンスストアの併設は可能かどうかの御質問ですけれども、道の駅東洋町は高知県立甲浦港海岸緑地公園の敷地内にありまして、高知県の方に問合せをしましたとこ

	る、この敷地内へのコンビニエンスストア等の商業施設を設置することは、海岸を緑地公園として整備していることからできないとのことです。なお、海岸緑地公園外に設置、併設することは可能であります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは⑤に移ります。 行政の支援策についてです。 誘致にあたり、行政の支援策としていろいろ考えられると思うんですが、町有地の活用や補助金、税制優遇措置など本町ができる企業に対するインセンティブはあるのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員の御質問にお答えします。 コンビニエンスストアを誘致するにあたり、行政の支援策として考えられることは、店舗の運営に適した条件が合うような町有地がございましたら土地の無償貸与、あるいは店舗建設を本町で行い、運営を民間に委託する方法などによって企業側のインセンティブが生まれるのではと考えております。 また税制的な優遇措置につきましては、民間企業への特別な取扱いについては現在ございません。近年のコンビニでは、公金収

納や自治体が発行する証明書の取得も可能になり、利便性が高まってきておりまして、さらには包括協定の締結などによって福祉分野や観光分野などでの活動も行われていることから、地域の活性化につながるものと認識をしております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2 番、廣田斎史君。

2 番議員

(廣田 斎史 議員)

⑥ですがさっきの町長の答弁の中に入ってたと思うんで、6は飛ばします。

ただ一つ例としまして、つい最近の今月の6日に茨城県の道志村にローソン道志村がオープンしました。村内唯一のコンビニで、道志村が100%出資する株式会社道志がフランチャイジーとして運営し、過疎対策事業債を活用して建設されました。ガバメントクラウドファンディングを通じて資金を募ったところ、約175万円を集めまして、目標額には達しなかったんですが寄附者とのつながりや村の情報発信に貢献しました。店内には村の情報コーナーを設置して観光情報の発信も行い、地場産品の取扱いも強化しています。

また車を持たない高齢者向けに移動販売の導入も検討されており、地域の買い物環境をさらに充実させるものであり、村民の雇用創出や地域経済の活性化も図っています。

このように自治体が積極的に関与し地域のニーズに応じた店舗運営を行うことで、過疎地域でも持続可能なコンビニ運営が可能になることが示されています。ぜひ本町も前向きに検討していただきたいと思います。

	それでは、大卒 3 の町営放課後塾の運営と今後の展開についてです。 5 月 7 日から東洋町営塾うみいろが開室しました。本塾の運営状況や学習効果の評価、財源の確保、今後の拡充計画について町の方針を確認いたします。 ①塾の運営状況と学習成果の評価について伺います。 1、現在の利用者数は学年別、地域別で伺います。
議長	(福島 登 議長) 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) 廣田議員の御質問にお答えいたします。 まず甲浦地区では、小学生の 5 年生 1 名、6 年生 4 名の計 5 名でございます。 中学生では、1 年生 4 名、2 年生 4 名、3 年生 5 名の計 13 名、合計は小学校と合わせて 18 名でございます。 次に野根地区では、利用者は小・中学生ともに 0 名でございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 再問させていただきます。 先ほど甲浦小学校 5 名、甲浦中学校 13 名という答弁やったんですが、これ継続してこの人数が利用しているのか、その日によ

	って違いがあるのかどうでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) 廣田議員の御質問にお答えいたします。 日によっては違います。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは、2 の質問に移ります。 講師の人数、資格をお伺いします。
議長	(福島 登 議長) 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) 廣田議員の御質問にお答えいたします。 講師につきましては1名、資格は教員免許1種を有しております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。

2 番議員	(廣田 齋史 議員) 再問です。 当初聞きましたところ、もう 1 名講師の人が増えるっていう話を始まる前にちょっと聞いたんですが、その予定はどうなってますか。
議長	(福島 登 議長) 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) 廣田議員の御質問にお答えいたします。 以前は、もう 1 名地域おこし協力隊での採用ということを考えておりますが、今現在ちょっと未定っていうか、まだ採用されていない状況でございます。予定はもう 1 名採用予定というところでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田齋史君。
2 番議員	(廣田 齋史 議員) それでは 3 です。 学習成果の評価方法は今後必要だと思うんですが、どういうふうに行っていくのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 生松教育次長。

教育次長	(生松 克祐 教育次長) 廣田議員の御質問にお答えいたします。 この公営塾はですね、主に社会教育や自分が興味あることの探求支援等を行っているため、学習成果という評価はございません。 しかし、平時から利用者のアンケートや運営改善を行い、利用者のニーズと地域に合った塾を目指し、最終的には児童生徒の将来のための成果として資するものと期待するものでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 個人的に中学生の男子生徒に聞きました。期末テストの成績が上がったって喜んでました。一応付け加えときます。 それでは②の予算と財源の確保について伺います。 1、令和7年度の予算における運営費の確保はどう行いましたか。
議長	(福島 登 議長) 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) 廣田議員の御質問にお答えいたします。 まず、運営費につきましては、運営費のうち、まず、講師の personnel 費につきましては、総務省の地域活性化起業事業を活用し、特

別交付税での100%の交付でございます。次に、備品等につきましては、国の地方創生第2世代交付金というものがありますが、そういうものを活用しており、2分の1の交付でございます。

なお、今年度充当っていか活用しておりませんが、高知県の人口減少対策総合交付金の対象にもなります。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、廣田斎史君。

2番議員

(廣田 斎史 議員)

2の質問にいきます。

今後継続した予算確保のために、ふるさと納税や企業協賛、これの活用の可能性はありますか。

議長

(福島 登 議長)

生松教育次長。

教育次長

(生松 克祐 教育次長)

廣田議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の活用も可能とは考えておりますが、寄附の用途について寄附者からの指定とか、もし企業でありますとその企業がどういうふうにその基金の利用という目的を相手が見せるのかというところもございますので、今後の町執行部との協議によりまして、今後の協議次第での活用にはなるかと思っておりますが、現時点ではこのような回答にはなりません。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 3 です。 ちょっと被ってくるのか分かりませんが、町の財政状況を踏まえた、今後やっぱり持続的に運営していく必要があると思うんですが、運営計画はできているのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) 廣田議員の御質問にお答えいたします。 現在は継続的な運営計画はございませんが、今後利用者とその事業の内容と本町の財政状況等を勘案しながらにはなります。ちょっとアバウトな言い方ですけども、そのような回答になります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは③に移ります。 今後の拡充計画について伺います。 1、現在小学 5 年生から中学 3 年生が対象のようですが、今後学年の拡大等は考えはありますか。

議長	(福島 登 議長) 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) 廣田議員の御質問にお答えいたします。 今後のニーズ、展開次第でございます。柔軟には対応していきたいとは思っております。受託先においても、拡充っていうのも視野には入っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは②です。 今後オンライン授業や個別指導などの指導内容の強化の予定はあるか伺います。
議長	(福島 登 議長) 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) 廣田議員の御質問にお答えいたします。 この件につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。受託者との協議が必要でもございます。そして必要であれば財政、委託料とかそういうのも増加ということもございますが、本町といたしましても今後のニーズ次第で柔軟に対応してまい

	りたいとは思っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 3 の質問です。 小学校で放課後子ども教室がありますが、これとこれから統合する可能性はありますか。
議長	(福島 登 議長) 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) 廣田議員の御質問にお答えいたします。 学校の放課後子ども教室は見守りの場の提供でございまして、公営塾との性質が少し異なります。異なりますが、先に述べたとおり柔軟な対応をしてみたいとは思っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 次④町民の意見を反映する仕組みについて伺います。 先ほど人数の答弁があったんですが、認知の面で町民の認知を深め協力してもらって、またこれから参加する人数を増やしてい

	くためには、説明会の開催とか定期的にワークショップを開催するとかすることが認知深めるために必要と考えますが、予定はありますか。
議長	(福島 登 議長) 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) 廣田議員の御質問にお答えいたします。 まず予定でございますが、受託者との協議にもよりますので、ちょっと今現在明確な回答っていうのは申し上げられない次第ではございます。 そして認知という点に関しましては、現在ですね利用者・学校等に対してですね、公営塾の名前で「うみいろ」というような名称なんですけども、うみいろ通信の配布をしております。 また学校においてですね、学校運営協議会という組織と地域学校協働本部という組織で定期的に協議、そして報告をさせていただいております。 いずれにしろスタッフと協議し、柔軟に対応して実行できることがあれば対応してまいりたいと思っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田 齋史君。
2 番議員	(廣田 齋史 議員) 2 の質問です。

	町の公式ＳＮＳ、いろいろＳＮＳを活用して意見を募るところもあると思うんですが、それとかＬＩＮＥ等を通じて住民の意見を伺うなど必要と考えますが、今後そういう計画はありますか。
議長	(福島 登 議長)
教育次長	生松教育次長。 (生松 克祐 教育次長) 廣田議員の御質問にお答えいたします。 まず町の公式のＳＮＳっていうのはInstagramでございますが、ＬＩＮＥというものはありません。そして受託者の方にはですね、「うみいろ」公式ＬＩＮＥというのがございます。ここでのＬＩＮＥで登録をしていただければ意見等は自由に行えるということではございますが、広くＳＮＳ・ＬＩＮＥとなるとなかなか町行政全般なところが多いので、そうすると専門的な専門的じゃなくて、すいません、この塾専用のＳＮＳとかＬＩＮＥとかの方がいいのではないのかなっていう気もしますが、その辺につきましても先ほど述べたとおりですね、受託者と協議して実行できるものがあれば実行してまいりたいとは思っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ２番、廣田齋史君の質問が終わりました。 (質問終了時間：１３時３１分) 続いて、１番、大坪千倫君の質問を許します。 件名は、第３期東洋町まち・ひと・しごと創生総合戦略について

	会増を２０人と想定すると、内閣府のワークシート上では２０６０年に１８３９人の人口を維持できると導き出されております。以前の第２期の計画では、社会増を年間３０人と設定をされておりましたが少し現実とかけ離れた高い目標であったため、これまでの実績などを踏まえ、社会増を年間２０人に下方修正したことによるものが主な要因となっております。以上です。
議長	（福島 登 議長） １番、大坪千倫君。
１番議員	（大坪 千倫 議員） 下方修正した要因は、社会増を３０人から２０人に目標設定を下げたということが理由であると理解しました。 次の質問に移っていきますが、第３期の計画の東洋町の人口ビジョンでは２０６０年に１８００人と設定したのに対して、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、本町の人口は２０６０年に５８１人にまで減少すると推計されています。 この本町の第３期の計画と比べて１２１９人の差がありますが、これはどのような推計方法の違いがあるのでしょうか。
議長	（福島 登 議長） 伊吹副町長。
副町長	（伊吹 真貴博 副町長） 大坪議員の御質問にお答えいたします。 本町の人口推計は先ほども述べたように、合計特殊出生率それと社会増減の社会増の仮定値から導き出した数値と、内閣府地方

創生推進室から提供されているワークシートをもとに作成をされております。

一方で社人研、国立社会保障・人口問題研究所の推計は、人口学的手法コーホート要因法に基づき、人口変動要因である出生・死亡及び国際人口移動に関する統計指標の動向を数理モデル等により、将来に投影する手法で推計をしております。

つまり、特段の政策介入がない場合は自然体の推計であり、先ほど述べたような合計特殊出生率についても現実的な数値が反映されており、本町や県のように出生率が上がることは仮定をされておられません。

本計画は、本町が目指すべき町の将来像を描いたものであり、目標に近づけるように引き続き移住・定住促進、子育て支援など、施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

議長

(福島 登 議長)

1 番、大坪千倫君。

1 番議員

(大坪 千倫 議員)

社会増や出生率が、人口問題研究所はシビアに見ているからこの差が生まれているんだと理解いたしました。

次の質問に移っていきますが、次から社会増減に焦点を当てていきます。

第3期計画の中で、2035年に社会増20人を目指すとありますが、議会1日目の町長の行政報告でもありましたが、移住相談者や移住希望者は絶えずいるものの住宅が不足していると説明があったように、この社会増20人という目標を目指すのであ

れば、早急な住環境の整備が必要となるのではないかと考えています。空き家改修だけでは需要に追いつかず、集合住宅の建設も視野に入れることになると思いますが、この社会増20人を目指した長期的な住環境整備計画をお聞きします。

議長

(福島 登 議長)

長崎町長。

町長

(長崎 正仁 町長)

大坪議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

社会増減の御質問ということですが、本町ですね人口減少の最大の要因というものは、行政報告で申し上げましたけれども死亡者数が出生数を大きく上回るところでございます。出生者数の減少に至っているという点におきましては、やはり若年層の流出にあると考えております。その若年層の流出の一端にですね、結婚を機に転出してしまうケースがこれまでの出生者数が減少する主な要因だというふうに感じております。

ではなぜ、若年層が転出してしまうのか。それはですね、結婚生活を送る新居が町内ではなかなか見つからないために、隣町で新居を探すからだというふうに思っております。こういった状況はですね、私が役場へ採用になった平成7年から30年たった今も変わっていないと思っております。その社会増を目指していく上ですね、確かに若者向けの集合住宅を建設するという手段も転出を防ぐという効果に当然つながりますので視野にないわけではありませんけれども、私がですねこの空き家改修にこだわりたいのがですね、南海トラフ地震対策としての揺れから命を守る対策ということも同時に進めたいという思いからでもあります。

	木造住宅の耐震化率はですね、年々上がってはきているもののまだ5割にも届いていない状況の中で、耐震化率を上げていく上で長期的な取組となりますけれども、まずは空き家活用を進めていきたいと考えております。 本当にですね、移住相談者ですとか移住希望者おりますけれども、またバツグンの方にも来月、再来月と2名町外から入ってきますけれども、やっぱり住宅不足にちょっと悩んでるところがございますので、本当に空き家の方ご紹介していただけたら幸いと思うところであります。どうぞよろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 需要に応じて柔軟な対応をお願いしたいと思います。 次四つ目の質問に移ります。 第三期計画では、15 から 64 歳の生産年齢人口の割合の増加、特に34歳までの若年層の増加を目指し、社会増への転換を図りますと記載があります。この若年層の増加にターゲットを絞った施策の計画はありますでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 大坪議員の御質問にお答えします。 まず前提としまして、高知県が策定した高知県元気な未来創造

戦略においては令和１５年頃までに３４歳以下の人口を令和４年の水準までに回復させることが目標とされております。

本町としましても、この方向性を共有しまして総合戦略を策定しているところでございます。

現在は高知県人口減少対策総合交付金などを活用しまして、県との取組と連携しながらこの世代の定住や移住につながる施策を段階的に進めているところでございます。

その施策としまして、婚活支援、東洋町ハートコネクト支援事業がでございます。こちらは若い世代などの結婚に対する希望を叶えるとともに、結婚から子育てまで一貫した切れ目のない支援を行うことで人口の維持確保につなげていくことを目的としております。

次に、結婚支援、東洋町結婚新生活支援事業がでございます。婚姻による新生活に伴う負担を軽減しまして、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に結婚した世帯に対しまして、住居の取得費、家賃、住宅のリフォーム費用及び引っ越し費用の一部を補助するものとなっております。

こういった取組に加えまして、移住フェアへの参加やバツグン協同組合の取組により、若者移住者の獲得や地域の若者の流出を防ぎ、若い世代が安心して結婚・出産・子育てができる環境を整え、人口は減少しても本町の社会・経済活動が維持できる人口構造を目指していきたいと考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

１番、大坪千倫君。

１番議員

(大坪 千倫 議員)

はい、分かりました。

次の質問に移っていきますが、まず第三期計画に記載されている本町の社会増減についてまず触れておきますが、本町の社会増減は長年にわたってマイナスが続いており、特に２００７年には５６人の社会減を記録した。しかし近年では、転入者と転出者の差が縮小し、２０２３年には社会減は７人まで改善している、とのことでした。これは特定地域づくり事業協同組合を始めとした本町の移住促進事業の成果のあらわれだと思っています。

質問に移ります。

人口を維持するために、このように成果が出ている特定地域づくり事業協同組合の取組を始めとした本町の移住促進施策は継続していくことが重要であると思っています。

ただ、それとは別に、地元に戻ることを選択したリターン者やそのまま地元に残ることを選択した方々も当然大事にしていかなければならないと思います。

この地元に戻る、地元に残ることを選択した方々への支援や、そのような選択ができる環境づくりも同時に進めていく必要があると思いますが、町の考えはどうでしょうか。

議長

（福島 登 議長）

長崎町長。

町長

（長崎 正仁 町長）

大坪議員の御質問にお答えをしたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、本町移住定住促進対策の方では本町特定地域づくり事業協同組合を通じまして、移住者支援策を中心に行っております。その支援の中にはですね、空き家活用も当然

に、地元出身者のＵターン者も当然に対象となります。ただですね、私もずっと考えていたことがありまして、それはですねＩターンとかＪターン者とは別にですね、やはり地元出身のＵターン者を対象とした支援ができないものかというものを探っておりました。

ここ最近ですね、私の周りでもＵターン者を見受けるようになりまして、その方たちの御意見も反映させたＵターン者向けの支援策に向けまして、県の人口減少対策総合交付金の採択に向けて現在進めておりますので、支援策が決定すれば制度の説明と予算案を提出をさせていただきたいというふうに考えております。

それからですねもう一つ、高校とは限らないんですけども、高校卒業後ですね、そのまま地元へ残る方々もこちらの方も私の周りでも見受けられておりますので、そのような方に対しての支援策につきましても、この町ですずっと暮らしたいと思う若者のですね実情に合わせた制度設計に向けて前向きに考えていきたいと思っております。

私はですねＪターン者で、大坪議員はＵターン者でありますけれども、議員の方からもですね、率直な御意見をお聞かせいただけたら幸いと思うところであります。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

1 番、大坪千倫君。

1 番議員

(大坪 千倫 議員)

前向きな答弁を頂き、よかったですと思います。

Ｕターン者やそのまま地元に残るということは、当然定着率もＩターンＪターンよりは期待があるのかなと思いますんで、ぜひ

そちらの方も検討いただければと思います。

次の質問に移ります。

次は、農林水産業の振興に焦点をあてて2点ほど質問していきたいと思います。

第三期計画の目標の一つに、農林水産業の振興が挙げられています。これは第二期の計画から引き続き設定されている基本目標ではありますが、結果としては新規の獲得にはなかなかつながっていないというのが現状です。第三次計画では、この新規獲得に向けた新たな取組はあるでしょうか。

議長

(福島 登 議長)

生田産業建設課長。

産業建設課長

(生田 憲一 産業建設課長)

大坪議員の御質問にお答えします。

まず令和6年度の新規就業者の実績としまして、農業、漁業ともそれぞれ2名ずつ新たに就業されている方がいることを御報告いたします。

次に新たな取組という点では、雇用機会の創出としまして、特定地域づくり事業バツグン協同組合の制度を活用した地域産業の担い手確保・育成を推進しているところです。東洋町でいきなり事業を始めるというハードルを下げるため、まずはバツグン協同組合で地域とのつながりや基盤を築いてもらい、いずれは東洋町の担い手として定着してもらおうという狙いがあります。

また、ワーキングホリデー制度も活用し、現在まで町内のポンカン農家やトマト農家の方に受入事業者登録をしてもらい、実際に受け入れた実績がございます。そういった制度も活用しながら

	ら、まずは東洋町での一次産業を体験してもらう形で興味を持ってくれる人が増えるように取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)
	1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員)
	まずはバツグンやワーキングホリデーを通して、まずは体験してもらうという視点はいいのかなと思いました。県でも、トライアル就農とかそういうものを計画しているとかいうのを聞いたことがありますんで、県の取組とも連携して進めていただければと思います。
	次の質問に移ります。
	令和 5 年 9 月議会で、新規就農者の獲得の取組として施設園芸による就農を目指している方に向けて、サポートハウスを整備する考えはないかと質問しております。このサポートハウスは何かというと、町などが整備した園芸用ハウスを新規就農者に安価に貸与することで、就農当初の経済的な不安やリスクの軽減を謀るものであり、現在安芸郡では本町と馬路村、北川村を除いた 6 市町村で整備されております。
	令和 5 年 9 月に質問した際には、東洋町担い手育成総合支援協議会の中で、導入について検討していくと答弁いただいておりますが、その後の検討内容をお聞きします。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。

産業建設課長

(生田 憲一 産業建設課長)

大坪議員の御質問にお答えします。

前回、協議会の中で導入について検討していくと私の方からも答弁しておりましたが、1 番の課題でありましたサポートハウスを整備した後、新規就農者を受け入れるまでの間、誰が管理するのかということにつきましてお答えが出ていないため、まだ具体的な検討に至っておりません。意見としまして、新規就農者が来ない場合はどうなるのか。また、その間管理してくれる者がいない場合はどうするのか。新規就農者が決まってから先に指導農業士に受け入れてもらっている間に整備しても間に合うのではなど、様々な意見がありました。サポートハウスの整備も含めて、課題を一つずつ見直した上で、また具体的な検討に入りたいと考えております。以上であります。

議長

(福島 登 議長)

1 番、大坪千倫君。

1 番議員

(大坪 千倫 議員)

今の段階ではなかなか導入が難しいということで理解しました。これも先ほどの答弁いただいた、まずはお試しをとというのが需要が高まれば導入する選択肢も増えて出てくるかと思えますんで、またそちらも柔軟な対応をお願いします。

次に子育て支援に焦点を当てて2 点ほど質問していきます。

子育て支援について、病後児保育の導入を検討していると記載がありましたが、病後児保育とはなんのでしょうか。説明をお願いします。

議長	(福島 登 議長) 手島住民課長。
住民課長	(手島 憲作 住民課長) 大坪議員の質問にお答えします。 病後児保育とは児童が病気の回復期にあり、かつ、集団保育が困難な期間において当該児童を病院・診療所・保育所等に付設された専用部屋や、また、本事業のための専用施設で一時的に保育する事業となります。以上です。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) この病後児保育という言葉、私も第三期の計画書を見させてもらって初めて知ったんですが、共働き世帯が多い状況ですので需要はあるのかなと思っております。 次に、最後の質問です。では、病気中の子を預かる幼児保育を導入する考えはあります。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長。
住民課長	(手島 憲作 住民課長) 大坪議員の質問にお答えします。 現在の保育園では、病後児保育を実施する専用の部屋がなく、

	また、人員不足や医療機関との連携等の課題もあることから現段階では事業の導入ができない状態であります。課題が解決された際には実行していきたいと考えておりますので、計画に挙げております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 質問はこれで終わります。が、保育園も新しく新設されますのでそのような部屋を入れるのもありかなということと、私も病児保育を調べましたが、医師の診断が必要だということでした。これは去年末の高知新聞の報道によりますと、栃木県の自治医科大学がオンラインでの診療の活用実験をしているということでありました。2027年3月まで研究をするということでしたが、このオンライン診療が実現できれば本町も導入しやすくなるのかなと思いますので、またそちらも視野に入れて検討していただきたいと思います。以上で終わります。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君の質問が終わりました。 (質問終了時間：13時58分) ここで休憩をします。再開は2時10分です。 (休憩時間：13時58分) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開時間：14時10分)

	3 番、安岡良仁君の質問を許します。 件名は、戸籍に氏名のフリガナを記載する制度についてほか 4 件であります。 答弁者は、担当課長となっております。 安岡良仁君、質問を始めて下さい。 (質問開始時間：14 時 10 分)
3 番議員	(安岡 良仁 議員) それでは大きく 5 点ほど一般質問をさせていただきます。 まず 1 点目でございます。戸籍に氏名の振り仮名を記載する制度についてということで、今年の 5 月の 26 日から戸籍法の改正により、戸籍の氏名に振り仮名が記載される新制度が施行されました。これまで戸籍には振り仮名が記載されておらず、出席届などに記載された読み方の情報は各市町村で管理をされておりましたが、今回の改正で戸籍の公証、公の証明となります。そこで何点かご質問をさせていただきます。今日議会の冒頭に参考資料も頂いておりますので、それを基に質問をさせていただきます。 まず(1)です。本籍地の市町村長から住民票上の住所宛に戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名が、このハガキですかね、これが通知をされます。この通知をされた内容を確認し、違う振り仮名が記載されていた場合、住民の方はどのような届出の手続きをするのかお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長)

安岡議員の御質問にお答えをいたします。

お手元にですね、A 4 の 4 枚綴りの参考資料をお配りをさせていただいております。タイトルが一般質問、受付第 4 号、参考資料と書かれた資料をご用意ください。そちらの 1 枚目と 2 枚目にですね、実際に送付をするハガキのサンプルを添付させていただいております。2 枚目がハガキの裏面になりまして、届出をする際の附則事項なんかを書いております。違う振り仮名が記載されていた場合なんですけども、この戸籍の筆頭者宛に送付されてきたハガキを届出人の本籍地、または所在地の市区町村担当窓口までご持参をいただきまして、氏の振り仮名の訂正を希望される方は、参考資料の 3 枚目になりますけども、氏の振り仮名の届、名前の振り仮名の訂正を希望される方は、参考資料の 4 枚目に添付しております名の振り仮名の届をそれぞれ記入をしていただき、提出していただく手続きが必要になります。この届出には手数料は一切かかりません。補足説明になりますけれども、本町におきましては来月 7 月 8 日にですね、圧着ハガキで通知をする予定をしております。通知の予定件数は 6 月 1 6 日現在で 3 3 7 5 件となっております。通知をする人がですね、住所地が同じであれば 4 人まで 1 枚のハガキで通知されます。5 人以上になると 2 枚のハガキで通知されます。今後届出の様式や記入例等につきましては、本町のホームページの方にも掲載していきたいと思っております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

3 番、安岡良仁君。

3 番議員

(安岡 良仁 議員)

	今の答弁で7月の8日に役場の方から通知をされるということ とで聞いたんですけど3375件、まあかなり数字的に多いかな ということを感じました。この届出の期限はいつまでに行ったら よいのかお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 安岡議員のご質問にお答えをいたします。 届出の期限は令和7年5月26日の改正法の施行日から1年 以内に限るとされておりますので、令和8年5月25日までとな ります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 役場の方から通知があつてですね、届出をしなかった場合取り 扱いはどうなるのかお伺いいたします。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 安岡議員のご質問にお答えをいたします。 届出をしなかった場合なんですけども、そのまま例えば間違っ

	た振り仮名であってもですね、届出をしなかった場合はそのまま戸籍に記載されることになります。なお、届出をしなかったとしてもですね、特に罰則や罰金などはございません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 届出をしなかった場合罰則等はないということなんですけども、次④番の質問に移ります。 届出の期限内に振り仮名が違っていたということが発覚した場合の手続きはどうなるのかお伺いをいたします。 (自席より、期限外。過ぎてからです、すいません。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) ^{がい}外ということやね。 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 安岡議員の質問にお答えをいたします。 期限内に届出がなく戸籍に記載されてしまった振り仮名は、1 度に限り家庭裁判所の許可を得ずに変更することができます。この手続きの方法は先ほどご説明を申し上げましたとおり、氏と名それぞれ届出をしていただく必要がございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

3 番、安岡良仁君。

3 番議員

(安岡 良仁 議員)

(2) 番の質問に移ります。この添付資料にあるように、氏名(氏)の振り仮名の仮名の届出と名の振り仮名の仮名の届出、2通りあるんですけども、この氏名の振り仮名の届出は氏の振り仮名の届出と名の振り仮名の届出を2通り行う必要があるんですけども、この届出ができる場合、届出人が異なる場合があると思います。

まず1点目です。氏の振り仮名の届出は誰が届出人として届けることになるのかお伺いいたします。

議長

(福島 登 議長)

田岡住民課長。

住民課長

(田岡 伊織 住民課長)

安岡議員のご質問にお答えをいたします。

氏の振り仮名は原則として戸籍の筆頭者が届出をすることができます。なお、筆頭者が除籍されている場合はその配偶者、配偶者も除籍されている場合はその子が届出人となります。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

3 番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) 次の質問に移ります。また、名の振り仮名の届出は誰が届出人として届けることになるのかお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 安岡議員のご質問にお答えをいたします。 名の振り仮名については既に戸籍に記載されている者がそれぞれ届出人となります。ただし、15歳未満の方の振り仮名の届出人は、原則として親権者等の法定代理人となります。法定代理人が複数いるときはそのうちの1人から届出をしていただきます。15歳以上18歳未満の振り仮名の届出人は、本人または親権者等となります。 最後に、18歳以上の方の振り仮名の届出人は、本人また本人が被成年後見人である場合は、成年後見人が届出人となります。 なお、御説明を申し上げましたとおり、氏と名それぞれ届出をすることができるものが異なりますけども、委任状による任意代理人による届出はできないこととなっております。ただし、届出人が窓口に来庁できない場合には、届出人が記入した届出書を代理の方が提出することは可能であります。この場合、委任状は不要でございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) 3 つ目の質問に移ります。 この氏名の振り仮名の届出方法は、基本的には市町村の、東洋町の場合やったら住民課の窓口が届出する場合ということになりますが、ほかにその届けする方法があるのかお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 安岡議員のご質問にお答えをいたします。 窓口に来庁して届出をする以外の方法ですと、郵送による届出とマイナポータルを利用してオンラインで届出をする方法がございます。 なお、マイナポータルを利用される場合において必要なものとして、マイナポータルのアプリ、マイナンバーカード、各種パスワードなどが必要となります。 なお、アプリの使い方が分からないという場合がございますら、住民課窓口にお問合せを頂けたらと思います。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 4 つ目の質問に移ります。

戸籍に記載する氏名の振り仮名については、氏名として用いられる文字の読み方として、一般に認められているものに限られることと今回されておりますが、既に戸籍に記載されているものがこうした一般の読み方以外の読み方を、現在使用している場合にはどのような手続をしたらよいのか、お伺いいたします。

議長

(福島 登 議長)

田岡住民課長。

住民課長

(田岡 伊織 住民課長)

安岡議員のご質問にお答えをいたします。

一般の読み方以外の読み方を現に使用している場合には、これを尊重し、氏名の振り仮名にかえて、当該一般の読み方以外の読み方を示す文字を届け出ることができます。

ただしこの場合には、その読み方が実際に通用していることを証明する書面を提出していただく必要がございます。

証明する書面としましてはパスポートや預金通帳等が想定されますが、それらの書面においてその読み方を現に使用していることが確認できれば、その読み方で届出をすることが可能となります。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

3 番、安岡良仁君。

3 番議員

(安岡 良仁 議員)

5 つ目の質問に移ります。

届出をした振り仮名がほかの行政手続、年金手帳とか保険証、

	パスポート等がございますが、それで既に使用している振り仮名と違っていた場合、どのような手続きが必要になるのか お伺いいたします。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 安岡議員のご質問にお答えをいたします。 届出をしていただいた振り仮名がほかの行政手続で使用している振り仮名と違っていた場合なんですけども、そのほかで使用している振り仮名の変更手続が必要となるなど、不都合が生じる可能性がございますので、特に行政の方についてということではないんですけど、それらの書類についてよく御確認をしていただけたらと思います。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 6 番をやめて、7 番に移ります。 戸籍に氏名の振り仮名が記載されることによって、この制度によるメリットについてお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長。

住民課長

(田岡 伊織 住民課長)

安岡議員の御質問にお答えをいたします。

まず行政側のメリットになりますけども、行政機関等が保有する氏名の情報の多くは漢字で表記をされておりますが、同じ漢字でも様々な字体があるほか、外字が使用されている場合にはデータベース化の作業が複雑になること、特定の者の検索に時間を要しておりましたけども、氏名の振り仮名が戸籍上一義的に特定をされることでデータベース上の検索等の処理が容易になり、誤った処理を防ぐことができるようになることなどが挙げられます。

次に、本人側のメリットなんですけども、氏名の振り仮名が戸籍に記載されることにより、住民票の写しやマイナンバーカードにも記載できるようになり、本人確認資料として用いることができることになるほか、正式に氏名を読んでもらうことが可能な場面が多くなることなどが挙げられます。

ほかには金融機関等において、氏名の振り仮名が本人確認のために利用されている場合があるところを、複数の振り仮名を使用して別人を装って各種規制の網を潜って不正に利用しようとする、そのようなケースもあるようですけども、氏名の振り仮名が戸籍上一義的に指定されることでそのような不正行為を防止することができるようにこと、そういったことが挙げられると思います。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

3 番、安岡良仁君。

3 番議員

(安岡 良仁 議員)

大きい 2 番に移ります。

本町の医療機関、高齢者等の交通手段の確保について、お伺いをさせていただきます。本町のような高齢化と過疎化が同時に進行している地域では、交通手段の確保は深刻な課題、地域住民の生活基盤や健康維持に直結をいたします。

また、高齢者など交通弱者の医療機関への通院や、買い物への交通手段の確保は生活維持の要であり、深刻な問題、また喫緊の課題でもございます。ということで、まず1点、(1)から質問をさせていただきます。

今後、町内での医師、看護師不足による医療機関の確保や、徳島県内の病院へのアクセスが困難になることなど、適切な医療を受けられない事態が生じてくることも今後想定をされます。

本町の医療機関、交通手段の現状を踏まえ、今後町として医療機関、交通手段の確保について、どのような対策を講じていく考えなのか町の考えをお聞きをいたします。

議長

(福島 登 議長)

築地総務課長。

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

安岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

本町では現在、野根地区と甲浦地区にそれぞれ民間の医療機関がございます。この状態を維持できるよう尽力する必要があるかと思えます。専門科を受診するため、海南病院や海部病院などへ行く際、車の免許をお持ちでない方や高齢で運転免許証を返納された方で自由に移動できる手段がない場合には、バスや鉄道、タクシー、自転車等を利用することとなります。特に、野根地区の住民の方が海部郡などの医療機関へ行く場合、バスの本数が少

ないことや、甲浦での乗り換えに待ち時間を要することが1番の課題であり、不便なことからタクシーを利用されている状況でございます。

令和7年度からワーキンググループを立ち上げ、7月8日火曜日に第1回目の東洋町地域交通確保ワーキンググループを開催する予定でございます。

「東洋町交通空白地の解消手段について」を議題とし、これから検討に入っていく予定でございます。時間を要するかと存じますが、東洋町で長く暮らしていくため、持続可能な移動手段の構築を目指してこれから検討してまいります。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

再問をさせていただきます。

答弁を頂いたんですけども、現在ですね、甲浦地区の医療機関が休診状態でもあります。今までその医療機関を受診されていた方にとっては、健康維持、他の病院への受診など、交通手段に不便な状況が続いております。といったことで、喫緊な課題でもあります。具体的にこういったところを検討していくのか、わかれば答弁をお願いします。

議長

(福島 登 議長)

築地総務課長。

総務課長

(築地 仲音 総務課長)

安岡議員の再問にお答えをさせていただきます。

その第1回のグループワーキングですけれども、例えば福祉バスの見直しとして、ほかの交通機関との維持を強化することでありますとかデマンド交通、乗り合いタクシーの導入といたしまして、コミュニティバスなどの導入をすることでありますとか、公共ライドシェアとしまして、町が主体となり運転手に委託をし、実施することなど、東洋町ではどういった方法が持続可能な交通手段であるか今後検討して、地域公共交通会議の設置や地域公共交通計画の策定などをし、進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

(2)の質問に移らせていただきます。

移動困難な高齢者に対して、買い物などの交通手段の確保について質問させていただきます。高齢者など、交通弱者にとって日常生活における食料品や日用品の確保は、高齢者が自立生活をしていく上で必要不可欠でございます。

本町においても公共交通機関、路線バス等がございますが、便数の不足、また高齢化による運転免許証の返納などにより、移動困難な高齢者が年々増えていく現状でございます。今後、町内の商店等が減少していく状況の中で、移動困難な高齢者に対して買い物などの交通手段を確保するために、行政としてどのような対策を講じていくお考えなのかお聞きをいたします。

議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の御質問にお答えさせていただきます。 本町では現在、食料品がひと通り揃うスーパーが野根地区に 1 件と甲浦地区に 2 件ございます。 この状態を維持できるよう尽力する必要があるかと思いますが、既に甲浦地区のスーパーフェニックスでは後継者の募集をしている状況でもございます。 先ほどの答弁と同じような回答になるかと思いますが、特に野根地区の住民の方は、福祉バスのバス停や運行時間の日時の問題、また公共交通との乗り継ぎ時間やバスの本数が少ないことなどが課題であります。7 年度からワーキンググループを立ち上げまして、第 1 回目の東洋町地域交通確保ワーキンググループを開催する予定でございます。東洋町交通空白地の解消手段についてを議題とし、これから検討に入っていく予定でございます。 時間を要するかと存じますが、東洋町で長く暮らしていくため、持続可能な移動手段の構築を目指して考えてまいります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) こういう問題は喫緊な課題ですので、早急な検討をお願いをし

たいと思います。

次に、3つ目の質問に移ります。

商店等の経営者の後継者対策について伺いたします。商店等の経営者にとって、後継者対策は事業の継続を左右する重要な課題、問題でもあります。

本町では、先ほど答弁があったんですけども、現在の野根地区で1店舗、甲浦地区で2店舗の食料品、日用品などの小売店がございます。

本町のような高齢者が多い地域では、後継者不足により商店等がなくなれば、住民の生活は多方面で困難になります。特に高齢者の生活に深刻な影響を与えます。また、商店等の後継者不足の原因は、少子高齢化による後継者の候補者の減少、また経営環境の変化による先行きの不安、事業継承の準備不足、親族による事業継承の意欲の低下などが考えられます。

そこで1点伺いをいたします。

商店等の経営者にとってスムーズな事業継承をするために、計画的な準備は必要でございます。例えば、事業承継には後継者の育成、税金対策、買い取りするための資金の準備など、十分な時間等が必要でございます。

県では、事業継承の奨励給付金制度や事業継承の相談窓口が設置をされておりますが、地域の実情を十分把握した町が積極的に事業継承のサポートをしていくことが、今後後継者対策を進める上で大変重要であると思いますが、町の考えをお聞きをいたします。

議長

(福島 登 議長)

大坪産業建設課長。

産業建設課長

(大坪 靖幸 産業建設課長)

安岡議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、地域の実情を把握しているのは町や商工会などであると考えます。令和7年度の東洋町商工会の総会資料には、令和6年度の事業報告に事業承継は喫緊の課題と位置づけられ、また7年度の基本方針にもこのことは盛り込まれており、今後さらに後継者対策の強化が求められております。

一方、町の役割としまして、この後継者対策の相談窓口や広報誌などでの周知を図ることなどが考えられ、町の積極的支援というより商工会と連携していく方が現実的ではと考えますし、相談窓口を通じて、商工会あるいは高知県事業承継・引継ぎ支援センターにつなぐ役割が適しているのではないかと考えております。

事業者への支援は、町はもとより、商工会による的確な伴走支援が必要不可欠となっているなか、経営対策や事業承継等に関する説明会や勉強会の開催などにより制度の仕組みを理解してもらうことと、東洋町起業支援事業補助金の活用、そして高知県事業承継・引継ぎ支援センターのほか、町や商工会、金融機関などと連携を深めていくことも重要であると考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

答弁いただきました。

次に(2)の二つ目の質問に移ります。

答弁の中でも相談窓口の設置等々の御説明があったんですけれども、今後、商店等の後継者対策を進めていく上で、事業承継のマッチング支援とか補助金相談窓口の設置などが、先ほど答弁があったようにそういったことが考えられますが、今後、町内に商店等がなくならないように、町独自の資金面への支援制度というのは考えてないのかお伺いをいたします。

議長

(福島 登 議長)

大坪産業建設課長。

産業建設課長

(大坪 靖幸 産業建設課長)

安岡議員の御質問にお答えします。

地域に密着した商店等の存続及び後継者対策は非常に重要なことであると認識をしているところです。本町におきましても、起業支援事業費補助金を創設しまして、起業や事業承継にも対応した補助金となっております。

また令和6年度には、東洋町商工会を中心にしまして宿泊施設の事業承継が実現したところであり、さらに商工会とも連携しまして事業承継など事業者への支援に繋がればと考えております。

議案の質疑でも答弁させていただきましたが、起業支援事業費補助金は、人口減少対策にも対応した補助金となっておりますので、2次募集の方も検討しており、柔軟な支援ができるよう努めてまいりたいと考えております。

さらに高知県の方では、高知県事業承継等推進事業費補助金でありますとか、高知県事業承継奨励給付金、こういったものもありますので、ぜひ事業承継を考えられている方にはこういった補助金を活用していただければと思っております。以上でございます。

	す。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 今の答弁では、町の資金面での援助ができないが、県の支援制度を活用して事業継承に対策を進めていくということで御理解をさせていただきました。
	次に (自席より、うちにもあるとの発言あり。)
議長	(福島 登 議長) もう 1 度、町の支援制度について
3 番議員	(安岡 良仁 議員) ほなちょっと
議長	(福島 登 議長) 執行部から発言を。 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) すいません、安岡議員の御質問に再度お答えしたいと思いま す。 東洋町の方でも起業支援事業費補助金の方を用意させてもら ってます。

	経営資金とかには充当できないですけれども、店舗の改修であったり、起業に対する補助金、こういったものにはご活用できます。よろしいでしょうか。 （自席より、金額。との発言あり） 金額がですね、上限が２００万円、下限が６０万円となっておりますので、よろしくお願いします。 （福島 登 議長） ３番、安岡良仁君。 （安岡 良仁 議員） 後継者対策の中のハード事業の部分で２００万円の支援があるということで、理解をさせていただきました。 次に４つ目の質問に移ります。 町が委託をしております、株式会社ファウンディングベースへの業務内容等についてお伺いをいたします。 町が行っている事業を住民に広く知ってもらうために、現在、道の駅東洋町の指定管理者として、道の駅東洋町の管理・運営を委託している、東京都に本社があります、まちづくり事業を全国的に展開している地域共創ベンチャー企業である株式会社ファウンディングベースの業務内容について何点かお聞きをいたします。 まず１点目でございます。 町が指定管理として委託しているファウンディングベースについてお伺いをいたします。このファウンディングベースの会社の概要等についてお聞きをいたします。
--	---

議長

３番議員

議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の御質問にお答えします。 ファウンディングベース社の会社概要につきましては、東京都世田谷区に住所を置きまして、社長は山本賢司氏となっております。職員数は１５５名で、職員の平均年齢は２９．６歳となっております。 会社のビジョンは地域の価値を共創し、地域という選択肢を提供する、を掲げまして、観光事業、道の駅事業、ふるさと納税事業などを手がけておりまして、本町を含め取引の自治体数は２６自治体となっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ３番、安岡良仁君。
３番議員	(安岡 良仁 議員) ②の質問に移ります。 町が指定管理者として指定をしております道の駅東洋町の、わかれば令和６年度の収支状況についてお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の御質問にお答えします。

	令和 6 年度収支状況につきまして、売上額は 2 億 5 4 0 0 万円余りで、経費は 2 億 3 8 0 0 万円余り、収支は 1 6 0 0 万円の黒字でございます。個別に申し上げますと、売上、収入の方ですが、直売所コーナーで 2 億 1 2 0 0 万円、レストラン部門では 3 7 0 0 万円、その他 5 0 0 万円となっております。経費につきましては生産者への手数料が 1 億 5 7 0 0 万円、材料の仕入れ 2 9 0 0 万円、人件費などの固定費に 4 千万円、その他 1 2 0 0 万円となっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 令和 6 年度の道の駅東洋町の収支状況については黒字ということで答弁を頂いたんですけども、ちょっと再問させていただきます。 指定管理者としてファウンディングベースに道の駅東洋町を現在、管理・運営をしてもらっておりますが、今までの町が直営で運営・管理しているときと比較して、どのような部分でファウンディングベースによる施設の運営が改善されたのか。運営が改善されたところは町の直営とどの部分が違うのかお伺いいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長)

安岡議員の再問にお答えします。

以前は町の直営で道の駅運営してきたわけですが、ファウンディングベース社に指定管理を出す前はですね、売上げがですね、頭打ちになってきた部分も当然ありました。外部的な要因、コロナウイルス感染症とかそういった部分での売上げとか来場者の数も伸び悩んでいた部分があるかと思えますけれども、指定管理に出すことによって民間の発想力であったり、行動力、それと情報発信、そういった取組みにより売上げの方も順調に伸びてきていると思います。

具体的に申し上げますと、道の駅同士の交流事業であったり、あとは特産品の開発といいますか、そういった取組も進めてきているところです。以上でございます。

（自席より、議長、ちょっと補足でよろしいですか。との発言あり）

議長

（福島 登 議長）

はい、長崎町長。

町長

（長崎 正仁 町長）

すいませんちょっと補足で。1番はですね、年間を通じて品切れっていうのが、営業時間中の品切れというものが少なくなりました。ですので、物がいつ来ても揃ってるのでそれがまた売上げにつながっているというふうに私の方は、分析とまでは言いませんがそういう感想を持っております。以上でございます。

議長

（福島 登 議長）

3番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) (2) の質問に移ります。 町が指定管理者として現在、委託している道の駅東洋町以外で、株式会社ファウンディングベースに業務を委託している施設、また業務内容等があればお聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の御質問にお答えします。 道の駅東洋町以外の業務委託につきましては、白浜キャンプ場、これは運営に際し、民間ノウハウを活用した事業運営を行いまして、効果的な誘客促進を図るため業務を委託しております。 具体的には施設の維持管理及び施設の予約・受付等に関する業務を、次に自然休養村温浴施設は温浴施設の維持管理及び受付等の業務を、地域おこし協力隊マネジメント委託料は道の駅東洋町の運営に係る人件費や活動経費を、ふるさと納税寄附金受付等業務委託は、複数の寄附サイトにおける寄附金や返礼品配送等の効率化を図るため、寄附金等管理システムによる寄附者のデータ管理、ポータルサイトにおける返礼品の掲載、発送管理、プロモーション活動の支援、返礼品提供事業者に関する業務を、次に放課後塾うみいろの運営では、町内の小学生の5年生から中学3年生までを対象に放課後塾の運営を通じて、子供たちの学習意欲や主体性などの生きる力を育み、町の実態に合わせた社会教育の仕組みを構築する業務を、また委託ではございませんが、地域活性化

	起業人事業負担金では、地域活性化起業人プログラムを活用しまして、町営塾うみいろ運営等に携わっていただいております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 今お聞きをすると道の駅東洋町以外で4つ、トータル5つ、町営塾うみいろにつきましては、令和7年度にやるということなんですけども、このファウンディングベースに業務委託をしている委託費、令和6年度ベースで総額いくら委託費として支払っているのか伺いたします。
議長	(福島 登 議長) 再問やね。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問です。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の再問にお答えします。 委託料のほか、先ほど申し上げました負担金も合わせまして、約4940万円となっております。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問に移りますが、令和 6 年度ベースで約 5 千万円の委託費をお支払いをしているということで確認をいたしました。また町がですね、ファウンディングベースに業務を委託することで、コスト削減とか事務手続の簡素などを含めて、費用対効果というのはどういった部分が表れてくるのかお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 再々問やね。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、再々問。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の再問にお答えします。 これ 1 例になるかもしれませんが、キャンプ場の運営・業務なんですけれども、これまでは町の職員の方ですね、電話予約により受付であったりキャンセル、そのほかトラブルとか、そういった対応を役場の職員の方が平日も休日もしてきたわけなんですけれども、管理委託に出すことによって民間の方でそういったも

	のを全て完結していただくということで、行政の負担の削減、労力の削減につながっているものと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 3 つ目の質問に移ります。 先ほど答弁あったかちょっとあれなんですけれども、このファウンディングベースの施設の管理とか、運営を委託をしております。この委託業務の契約形態は個々に先ほど5つですかね、指定管理とかもろもろ聞いたんですけれど、契約形態についてお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の御質問にお答えします。 委託業務の契約形態につきましては、白浜キャンプ場、自然休養村温浴施設、ふるさと納税寄附金受付等業務、放課後塾運営につきましては、全て地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づき、随意契約となっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) 基本、委託業務については随契ということでお伺いをいたしました。 次に4つ目の質問に移ります。 今後ですね、包括連携に関する協定書の連携事項の中で、ファウンディングベースに、町の施設、管理業務の委託を計画している施設、事業等があるのか、その分については令和7年度予算ベースでこういった事業、施設があるのかお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の御質問にお答えします。 今後の施設管理、業務の委託予定はあるのかという、7年度についてあるのかということですが、7年度につきましては先ほど答弁させていただきました、白浜キャンプ場、自然休養村温浴施設、地域おこし協力隊マネジメント委託料、それとふるさと納税寄附金等受付業務、放課後塾うみいろ運営の委託を結んでいるところですが、7年度につきましてはこれ以外の管理委託の予定はございません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員)

	今現在東洋町の方が、包括連携による協定の中でファウンディングベースと契約を結んでおります。その包括連携協定を結ぶことで、結果として他社の参入を事実上不可能にすることも想定をされます。排他的な協定は健全な競争を阻害する場合も考えられますが、そういったところについて町の考えをお伺いいたします。
議長	(福島 登 議長) 再問でええですね。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問、はい。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の再問にお答えします。 ファウンディングベース社とは包括連携協定をですね、令和 6 年 4 月の 26 日に締結をしているところです。包括連携の協定を結んだからといって全て随契とかでやるのは、やはり契約手続きの公平性については疑義がもたれないように進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) 答弁があったように、そういった考えの中で進めていっていただきたいと思います。 次に最後の質問になるんですけども、
議長	(福島 登 議長) 5 番
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 5 番、5 番。 令和 6 年度の繰越明許費の
議長	(福島 登 議長) (5) 番。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) (5) 番いいです。
議長	(福島 登 議長) やめるの。 (自席より、そしたらすいません、いいですか。との発言あり) 質問もないのにするんですか。 (自席より、さっきの 4 番のご指摘の大坪への補足で。との発言あり)
3 番議員	(安岡 良仁 議員) ほなちょっとすいません。議長かまいりますか質問。

	5つ目の質問に移ります。 現在、町の施設など民間企業等に管理運営をお願いをしておりますが、委託してもらう企業の選定方法の考え方について、お聞きをいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員の御質問にお答えします。 委託業務等の発注につきましては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、指定管理者の指定手続きによる方法があるところ です。 町の施設の管理業務の委託業者等の選定につきましては、町内、県内外などにある企業等の実績、信頼性、費用対効果や対応能力などから判断すること、また地域の実情に応じて選定をして いきたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 町長何か発言があるんじゃないんですか。 (自席より、いいですか。との発言あり) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 安岡議員の質問にお答えをしたいと思います。 この5番目の、本町と包括協定結んでおりますファウンディングベースについての、こういった事業を委託しているのか、あと

委託費用、あと選定方法等々伺った中で私感じるのはこのファンディングベースって一体どんなところなのかと、そのままですねここ一本釣りでいくのかっていうのを要するにお伺いしたいのかなという中でですね、思ったんですけども、まずこういった全国26自治体から委託を受けてやっているという実績もありましてですね、本町の方も令和4年度からのお付き合いでそれなりに道の駅東洋町の運営ですとか実績を上げておりますので、本町のステークホルダーの一つというふうに考えております。じゃあここだけなのかっていうんではなくてですね、ステークホルダーというのは一つよりも複数の方がいいかなというふうにも思っているところでもあります。それでいろいろ他にもですね、安岡議員以外にもですね、ファウンディングベースのことで疑義とかを持っているのかなあという中でですね、これはちょっと私からの提案になりますけれども、ファウンディングベースとですね、議会の方交えて一度交流というか、そういった場を設けさせていただいて、そこでですねファウンディングベースの、我々が代弁するような話をしても伝わらない部分等もございますので、一度ファウンディングベース・議会・町の方を交えて三者でいろんな意見交換ができる場づくりというものを設けさせていただけないかなというところです。また、議会活動なり、委員会活動なりの一つ、活動に取上げていただけたら幸いに思うところです。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君。

3番議員

(安岡 良仁 議員)

町長の答弁があったように、一度ね、議会・執行部・ファウンディングベースさんと意見交換も含めたそういった場を設けていただけたらと思います。

次に最後の質問に移ります。

令和６年度の繰越明許費の繰越事業についてお伺いいたします。

１２月の庁議の資料の中で、翌年度への単独事業の繰越しは認めない、３月補正で繰越す事業については減額補正をしてくださいという、庁議資料の中にそういった項目がございました。今議会で報告された繰越明許費の繰越計算書では、１８事業、約１億２４７２万２千円が令和７年度に繰越しをされております。

そこで１点お伺いいたします。

この一般会計繰越明許費の繰越計算書では、補助事業が１７６７万円、単独事業が９７０５万２千円が計上されております。この単独事業の内、県事業の負担金１４３５万円、また町債を充当している単独事業、これを差し引いたら純単独事業が２７４１万５千円となっております。

庁議では、次年度の単独事業の繰越しは認めない方針であったが、いつこの方針が変わって単独事業の繰越しをするようになったのか、その理由をお聞きをいたします。

議長

（福島 登 議長）

築地総務課長。

総務課長

（築地 仲音 総務課長）

安岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

安岡議員の御指摘の令和６年１２月庁議において、令和６年度

議長

の進捗状況の各課からの報告の中で、次年度への町単独事業繰越しは認めない、3月補正で減額措置としておりますが、庁議の話の中で、安易な理由がない繰越しは認めないということであると伝えております。

令和6年2月の庁議におきましても、令和5年度予算の進捗状況の各課からの報告の中で、予算明許繰越回避として安易な繰越しは認めないという方針を示しております。理由なく、全ての繰越しを認めるわけではないということをごさいますて、当初から方針が変わったわけではございません。以上でございます。

(福島 登 議長)

3番、安岡良仁君の質問が終わりました。

(質問終了時間：15時12分)

ここで休憩をします。再開は3時25分です。

(休憩時間：15時12分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：15時25分)

引き続き、一般質問を行います。

7番、田島毅三夫君の質問を許可します。

件名は、野根の真砂瀬地区、水道施設設置費用への確認についてほか5件であります。

答弁者は、町長ほかとなっております。

ここで田島議員に申し上げます。先般、この一般質問の通告の期限6月の13日午後2時半から4時半、約2時間余り、田島さんのお話をお聞きしながら協議した結果ですね、今御手元に見え消しになっとう漢数字の四番の質問については、一般質問全体に

田島議員個人が裁判に訴えられた内容が多く含まれ、司法に委ねられた、また、司法の判断が解せられた事案について、一議会の質問として許可はできないということで、不許可というふうに田島さんに通告してありますので、それ以外のことについて質問を許したいと思いますので、7番、田島毅三夫君質問を始めてください。

（自席より、議長との発言あり）

はい、どうぞ質問を始めてください。

（自席より、そこに立ったら時間が経過されるきにここで話させてもらうが との発言あり）

いや、田島さん、許可した発言しかできませんよ。

（自席より、うん。ほのかわり2時間話した言うけども との発言あり）

田島さん、許可してない質問はできません。

（自席より、発言あり）

僕が言ったのは、それ以外の質問を始めてください。どうぞ。

（自席より、こんなことで。…の議会と言えるかこれ。との発言あり）

はい、どうぞ始めてください。

7番議員

（田島 毅三夫 議員）

えっとですね、今議長からそういう話がありました。

それで皆さんにお聞きしたいというか、聞いていただきたいのは、私の一般質問の中の四番

議長

（福島 登 議長）

田島さん、許可してない発言はできませんよ

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 説明させてもらう。
議長	(福島 登 議長) それ以上ね、許可のない発言をしますと
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 出席停止させたらええ。
議長	(福島 登 議長) 待ってください。議会会議規則 54 条の 2 項により発言を禁止することになりますので、通告の許可をした漢数字四番以外の一般質問を始めてください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんなら議長言わせてもらうが、私に弁明もささんずくにわしを処分しといて、そういう法令に反したことやっちゃって、
議長	(福島 登 議長) 田島さん、許可してない質問をまだ繰り返すようであればもう 54 条
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほやきに削除する言うから、その説明してからもういっぺん取り消せと。

議長

(福島 登 議長)

田島議員は議長の指示に従わず、会議規則第54条の2の規定に反して質問を続けておりますので、2の規定により、この一般質問については発言を禁止します。

田島さん戻ってください。

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

これで、令和7年第2回東洋町議会定例会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

これにて、議会放送を終了いたします。

(閉会時間：15時28分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 7 年 9 月 1 日

議 長 福島 登

署名議員 今宮 裕明

署名議員 武 山 裕一